

令和4年3月策定

嘉麻市

国土強靱化 地域計画

Kama city National Resilience



目次

01 はじめに

I 計画策定の趣旨	1
II 計画の位置付け	1
III 計画期間	2

02 本市の地域特性

I 本市の概況	3
1 位置・地勢	3
2 地質条件	5
3 気象	6
4 道路網	7
5 社会的条件	8
II 自然災害に関する特性	11
1 風水害	11
2 地震災害	15

03 地域強靱化の基本的な考え方

I 地域強靱化の意義	18
II 対象とする災害	18
1 風水害	18
2 地震災害	18
III 基本目標	19
IV 強靱化を推進する上での基本的な方針	20
1 強靱化の取り組み姿勢	20
2 取り組みの効果的な組み合わせ	20
3 地域の特性に応じた施策の推進	21

04 本市の強靱化の現状と課題【脆弱性評価】

I 脆弱性評価の考え方	25
II 事前に備えるべき目標とリスクシナリオの設定	25
III 脆弱性評価の手順	27
IV 脆弱性評価結果	28

05 強靱化施策の推進方針

I 重点化する施策	29
II 施策推進に当たっての目標値の設定	29
III リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針	30
1 直接死を最大限防ぐ	31
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	43
3 必要不可欠な行政機能は確保する	51
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	53
5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	55
6 経済活動を機能不全に陥らせない	61
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	63
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	67

06 計画推進の方策

I 施策ごとの推進管理	73
II PDCA サイクルによる計画の着実な推進	73

別紙

1) リスクシナリオごとの脆弱性評価	74
2) 国が掲げる重点化すべき 15 のプログラム	97
3) 本市で今後取り組む個別事業	98

01 はじめに

I 計画策定の趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

こうした中、国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月に基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定された。

平成 30 年 12 月には、国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見等を反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置付けた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定された。

また、令和 2 年 12 月には、国土強靱化施策の加速化・深化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が閣議決定されており、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 カ年に追加的に必要となる事業規模等を定め、重点的・集中的な対策を講じている。

福岡県においても、近年多発する自然災害への備え等の課題に対応するため、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な県土・地域・経済社会の構築に向けた総合的な防災・減災対策に取り組んでいる。そして、近年の災害の経験と教訓を基に、福岡県における国土強靱化に向けて、平成 28 年 3 月に「福岡県地域強靱化計画」を策定し、令和元年 6 月には改定を行っている。

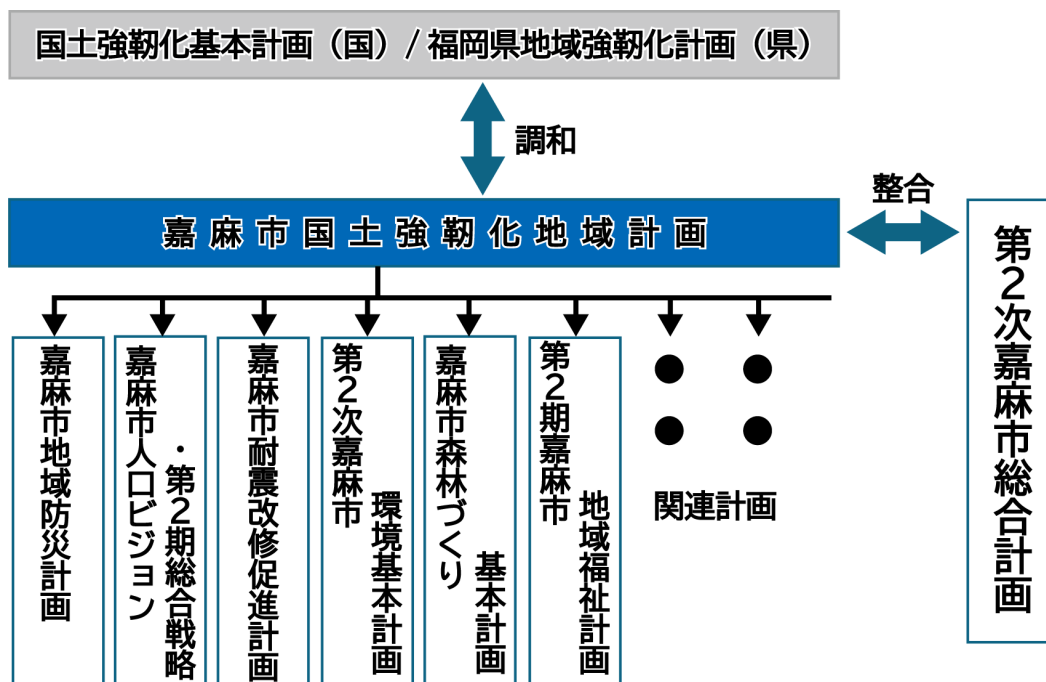
嘉麻市（以下「本市」という。）においても、自然災害に対する脆弱性を見つめ直し、本市における国土強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、本市の持続的な成長を実現するために不可欠な課題である。このため、国、福岡県、民間事業者、市民等と連携し、これまでの取り組みを更に加速していく必要がある。

こうした基本認識のもと、本市における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するため、「嘉麻市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

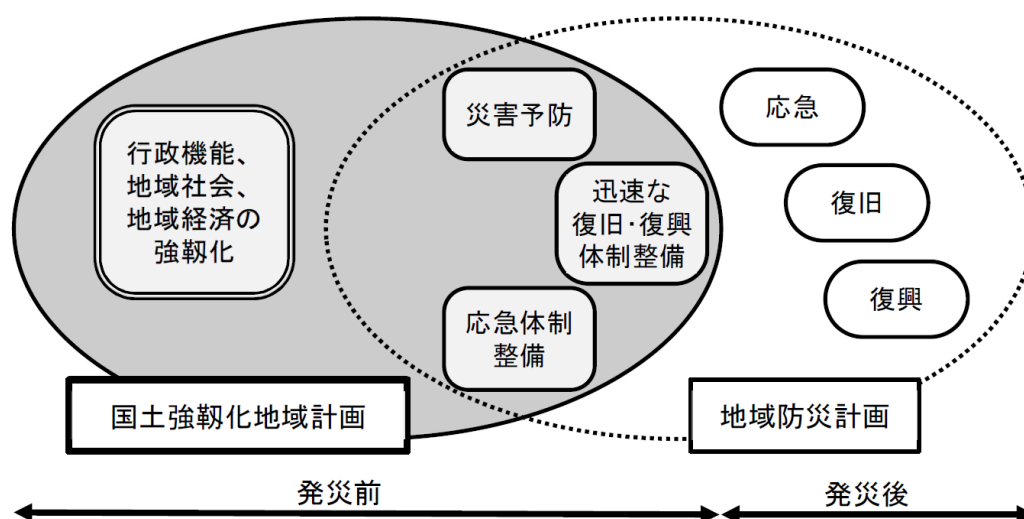
II 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定する。

国土強靱化地域計画は、本市の計画における国土強靱化に係る部分についての指針となるべき計画であり、基本計画と調和するものとなる。そのため、福岡県地域強靱化計画に定められた施策の展開方向と整合を図り、基本計画や福岡県地域強靱化計画と調和した計画とするとともに、第 2 次嘉麻市総合計画をはじめとする本市の各種計画と連携し、本市における国土強靱化に係る施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置付ける。



また、「嘉麻市地域防災計画」が、地震や洪水等の「リスク」を特定し、そのリスクへの対応をリスクごとに取りまとめるものであるのに対し、本計画は、あらゆるリスクを見据えつつ、平時の備えを中心とする包括的な対応策を取りまとめるものである。



Ⅲ 計画期間

本市における国土強靱化の実現には、長期的な展望を描きつつ、社会情勢の変化等に応じた施策の推進が必要となることから、第2次嘉麻市総合計画の計画期間との調和を踏まえ、**本計画の計画期間は、5年間（令和4年度～令和8年度）とする。**

02 本市の地域特性

I 本市の概況

1 位置・地勢

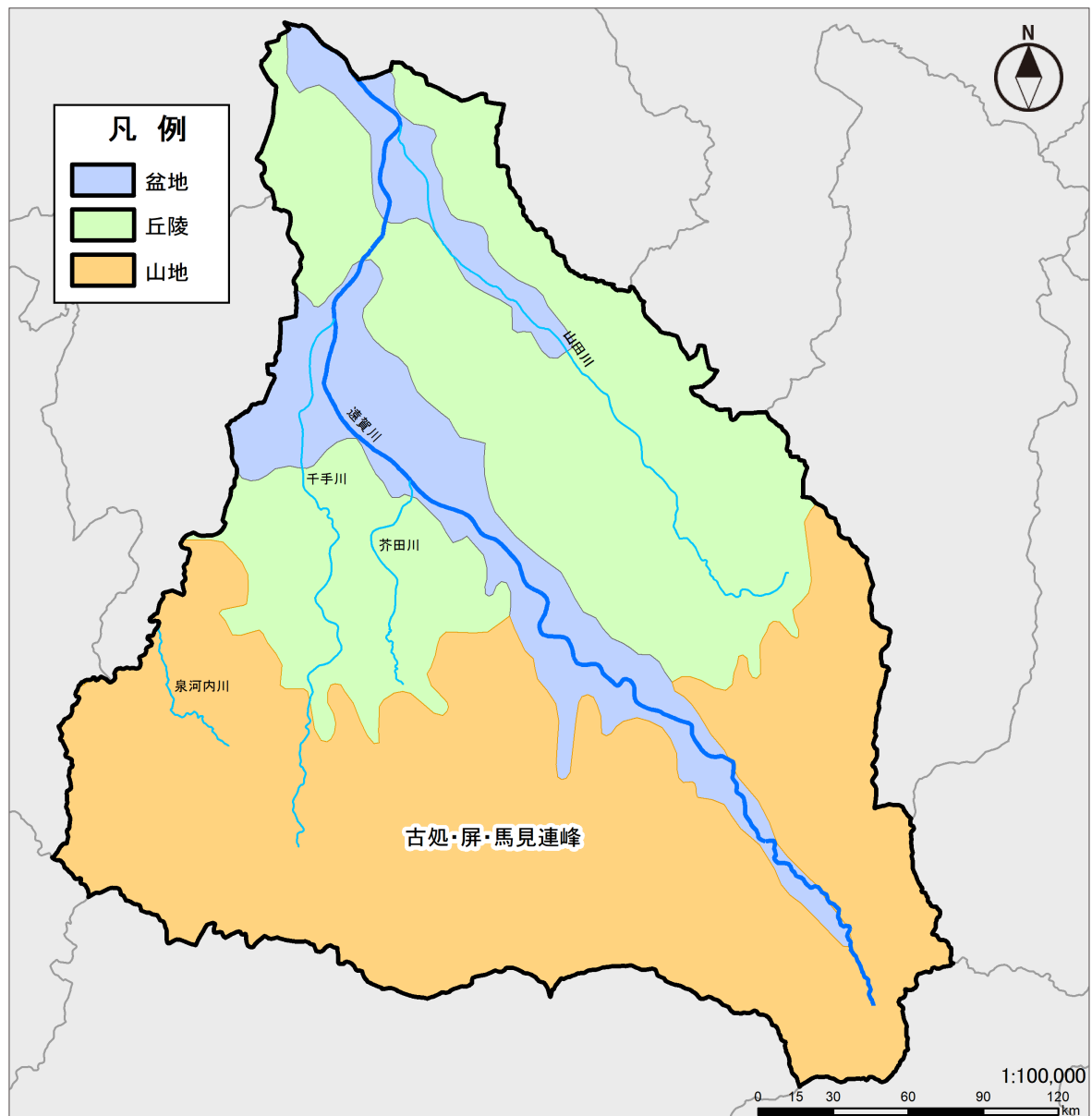
本市は、面積 135.11km² で福岡県のほぼ中央に位置し、北は飯塚市に、東は田川市、川崎町、添田町に、西は飯塚市、桂川町に、南は朝倉市、東峰村にそれぞれ接している。

本市の南部には古処・屏・馬見連峰、南東部には戸谷ヶ岳、熊ヶ畑山等の山林を有し、そこを源流とする遠賀川等の河川が南北に流れ、市の北部及び北西部に流域平野を形成している。

市全体の 35.5% が山林・原野であり、多様な生態系を保護する山林や河川流域に広がる緑地等、水と緑が豊富な地域である。



図 2-1 本市の位置図



出典：土地分類調査結果（国土交通省）をもとに作成

図 2-2 地形分布図

表 2-1 本市の主な河川

水系	河川名
一級河川 遠賀川	遠賀川
一級河川 遠賀川	泉河内川
一級河川 遠賀川	山田川
一級河川 遠賀川	千手川
一級河川 遠賀川	芥田川

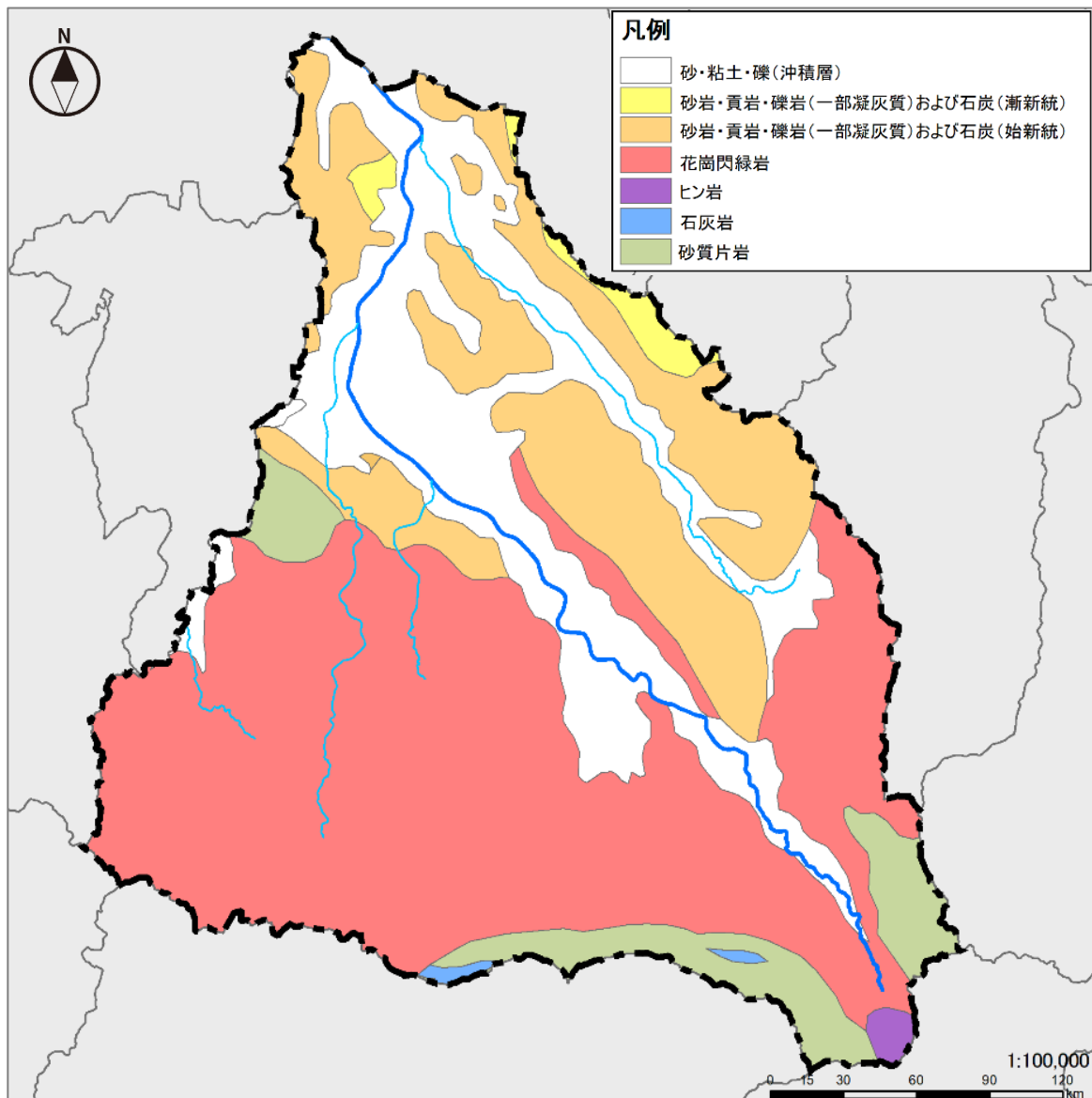
2 地質条件

山地には、中生代の花崗閃緑岩^{かこうせんりよくがん}を主体とし、南東部には古生代の変成岩類（砂質片岩、石灰岩）が分布する。

丘陵部は、遠賀川の左岸側に花崗岩類や変成岩類が分布するが、大部分は新生代古第三紀の堆積岩類（砂岩、礫岩^{れきがん}等）が広く分布している。この堆積岩類には石炭層が含まれており、筑豊炭田の一部を形成している。

河川沿いの低地は段丘を形成する段丘堆積物や谷底平野を形成する沖積層の未固結堆積物が分布している。

本市には、宗像から飯塚に分布している西山断層の延長部に位置する西山断層（嘉麻峠区間）が遠賀川に沿って想定されている。



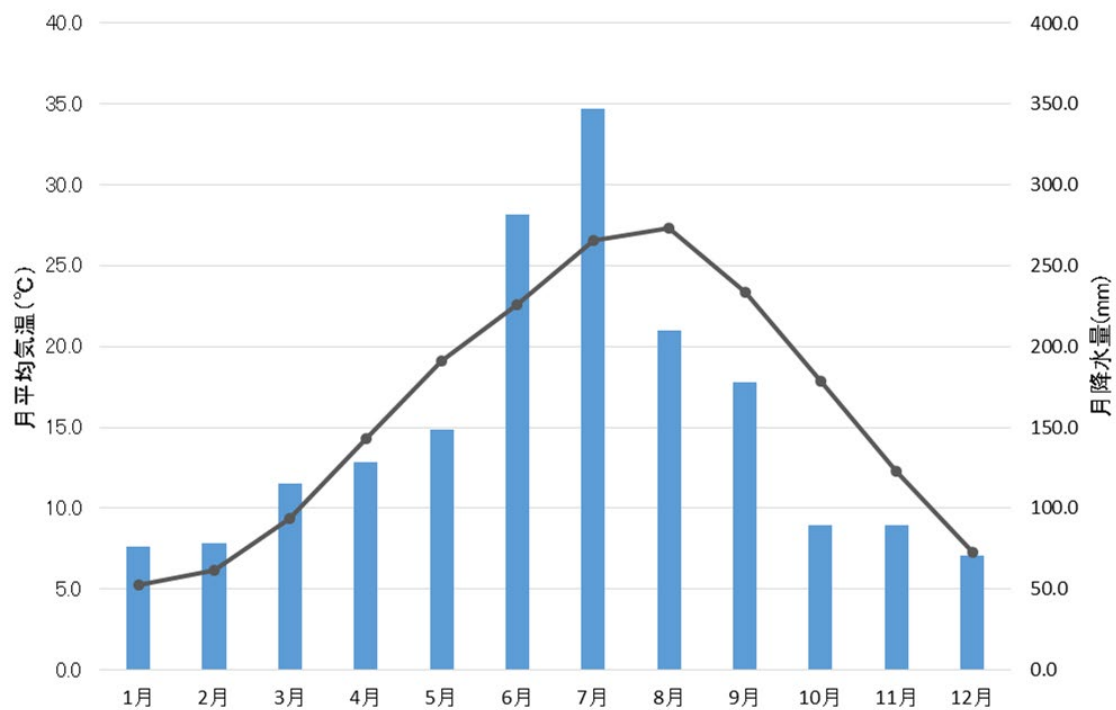
出典：土地分類調査結果（国土交通省）をもとに作成

図 2-3 地質分布図

3 気象

本市は、九州の気候区分のうち日本海気候区に区分される。この気候区は、年平均気温は15～16℃、1月の平均気温は6℃以下で九州の他の地域に比べて低い。年降水量は1,700mm前後で、県南部の山沿いに比べて少ない。冬期には北西の季節風が強く曇りや雨の日が多い。

飯塚観測所における気象観測結果では、年降水量の平年値は1813.4mm、年平均気温の平年値は16.0℃であり、月ごとの降水量は7月に多くなっている。



※平年値：1991年～2020年の30年間の平均値

出典：飯塚観測所における過去の気象データ（気象庁）をもとに作成

図 2-4 月平均気温と月降雨量図

4 道路網

市内には幹線的な国道が2路線あり、国道 211 号は北九州市・飯塚市から稲築・嘉穂地区を通り東峰村・日田市に至る北西から南東方向への幹線軸となっている。

また、国道 322 号は北九州市・田川市から山田・嘉穂地区を通り朝倉市・久留米市に至る北東から南西方向の幹線軸となっており、嘉麻市は広域的な道路網の交点に位置している。

国道 322 号は、令和元年に朝倉市につながる八丁トンネルが開通し、現在は嘉麻バイパスが施工されるなど、バイパス化が進んでいる。

このほか、嘉穂地区から碓井地区を経由し桂川に至る県道穂波嘉穂線、山田地区から稲築地区を経由し飯塚に至る県道飯塚山田線等、市内各地を幹線的な道路網が連絡している。



図 2-5 道路網の状況

表 2-2 本市の主な道路

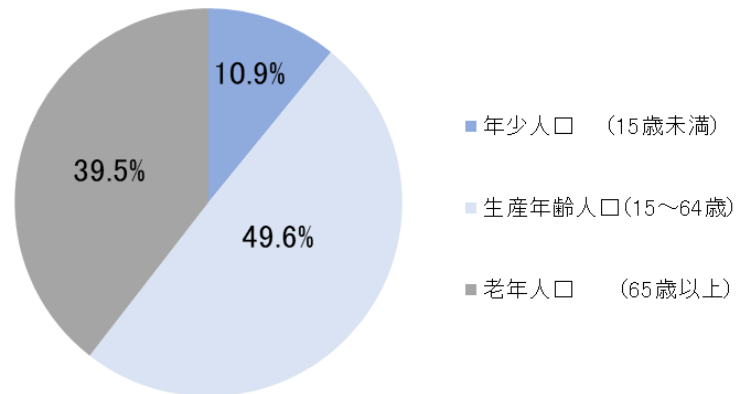
国 道	一 般 国 道	2 1 1 号	一 般 国 道	3 2 2 号
県 道	主要地方道	穂波嘉穂線	主要地方道	田川桑野線
	一 般 県 道	千手稲築線	一 般 県 道	口ノ原稲築線
	一 般 県 道	豆田稲築線	一 般 県 道	熊ヶ畑上山田線
	一 般 県 道	原田上山田線	一 般 県 道	下山田碓井線
	一 般 県 道	飯塚山田線	一 般 県 道	千手馬見線
	一 般 県 道	宮小路中益線	一 般 県 道	才田筑前内野停車場線
	一 般 県 道		一 般 県 道	

5 社会的条件

(1) 人口構造

本市の人口は、1985 年度以降減少傾向にあり、今後も減少すると推測されている。

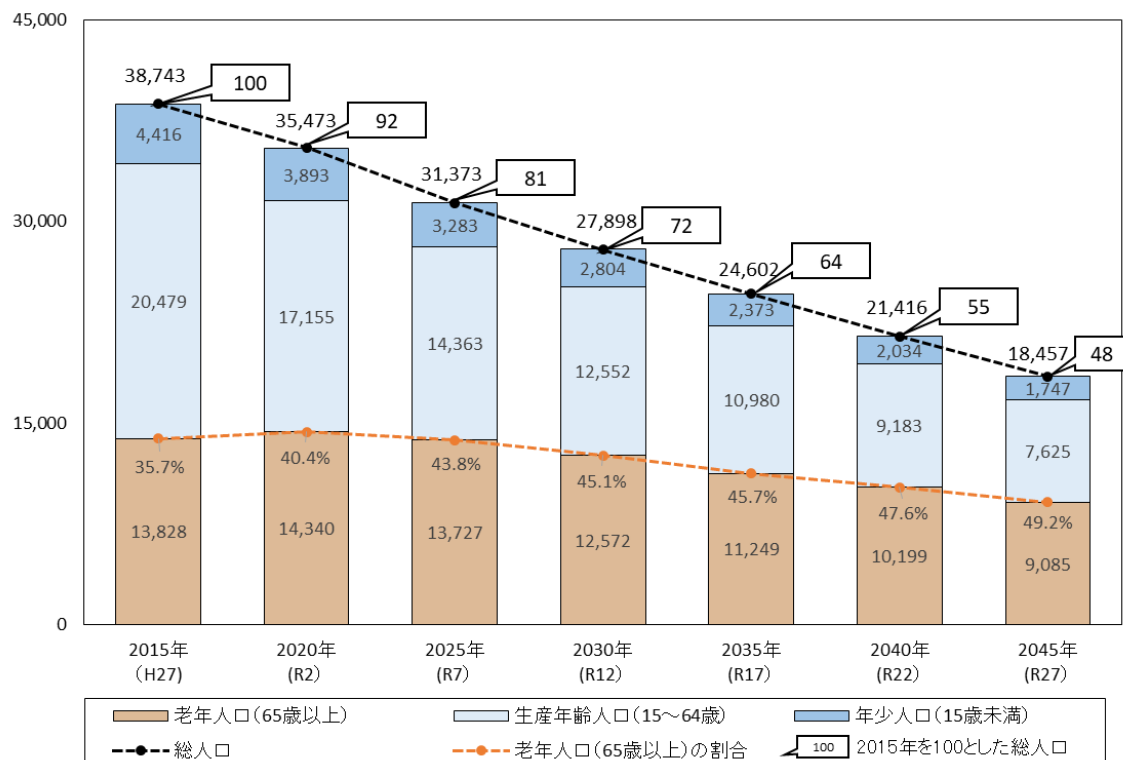
人口構造は 2020 年度において老年人口（65 歳以上）が 39.5%、年少人口（15 歳未満）が 10.9%となっており、老年人口の割合が高くなっている。また、2045（令和 27）年には、全体の約半数を 65 歳以上が占めると推測されている。



出典：嘉麻市統計書（令和 3 年 4 月改訂）をもとに作成

図 2-6 人口構造(2020 年度)

年齢別人口（人）



※平成 27 年及び令和 2 年の年齢別人口は年齢不詳を除くため、総人口と一致しない。

出典：平成 27 年及び令和 2 年は国勢調査（総務省統計局）

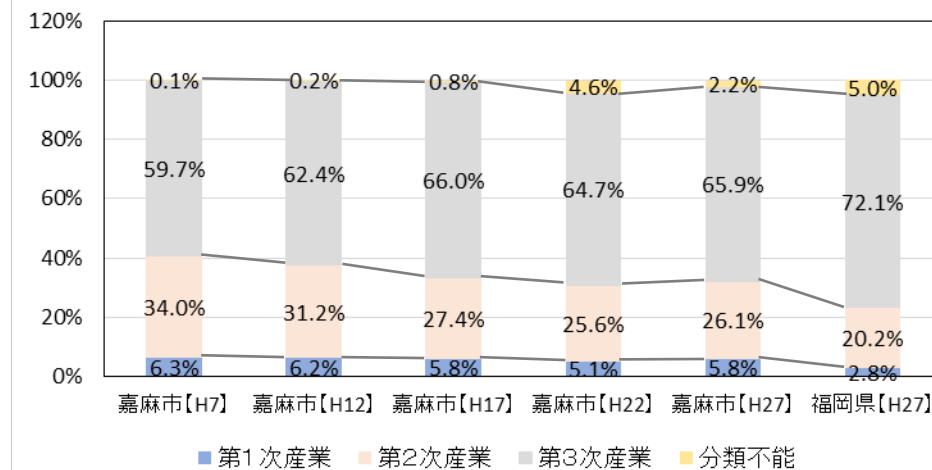
その他は年齢階級別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所）をもとに作成

図 2-7 将来推計人口

(2) 産業

【産業構造】

本市の産業別人口比率をみると、平成 7 年から平成 27 年にかけて、第 1 次産業、第 2 次産業の比率は減少傾向にある。第 3 次産業の比率は、増加傾向を示しているが、福岡県平均に比べると、第 1 次産業及び第 2 次産業の就業人口比率が高く、第 3 次産業の比率が低くなっている。



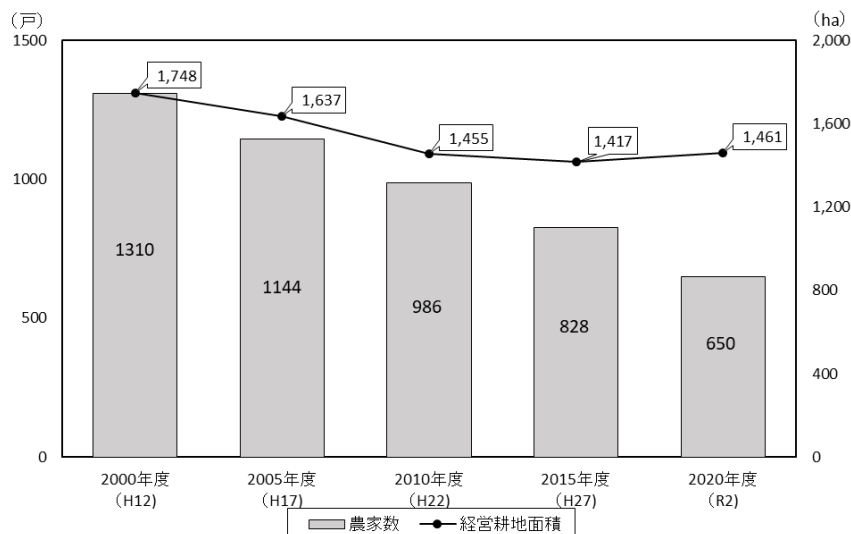
出典：各年国勢調査（総務省統計局）をもとに作成

図 2-8 産業別就業人口の推移

【農家数・経営耕作地面積】

また、令和 2 年度における農家数は 650 戸となっている。

経営耕地面積は若干増加しているが、20 年間で比較すると、農家数、経営耕地面積はいずれも減少傾向にある。令和 2 年度の基幹的農業従事者数のうち、65 歳以上が全体の約 72% を占めており、後継者不足による耕作放棄地の増加が懸念される。



出典：2020 年農林業センサス（農林水産省）をもとに作成

図 2-9 農家数及び経営耕作地面積の推移

(3) 土地利用の状況

令和 2 年の土地利用状況を地目別にみると、宅地が 7.9%、田や畑等の耕地が 16.5%、山林・原野が 35.5%、雑種地・その他が 40.3%となっている。

昭和 40 年代の高度経済成長期から近年にかけて徐々に宅地化され、土地利用の変遷を見ると、昭和 40 年代から現在の約 50 年間で宅地面積が約 2.0 倍、山林・原野が約 1.3 倍増加し、畑及び雑種地・その他が減少していることから、従来の水田や畑地として利用されていた土地が、徐々に宅地や都市基盤施設に変化していくと同時に、雑種地・その他が山林・原野の形態に変化していく傾向にあることが特徴として示されている。また、過疎化に伴い、市内に多く点在するため池を含めた農用地や森林の機能低下が懸念される。

表 2-3 土地利用変遷の状況

(単位：%)

土地利用区分	昭和 40 年代	昭和 60 年代	令和 2 年
田	15.9	15.0	14.0
畑	3.8	3.6	2.5
宅地	3.9	5.2	7.9
山林・原野	26.3	30.7	35.5
雑種地・その他	50.2	45.4	40.3

出典：土地に関する概要調書（福岡県）

令和 2 年は嘉麻市統計書（令和 3 年 4 月改訂）をもとに作成

Ⅱ 自然災害に関する特性

1 風水害

(1) 風水害の履歴

本市における主な自然災害は、台風や梅雨前線等の大雨による水害、及びがけ崩れ等の土砂災害が挙げられる。

昭和以降の風水害では、昭和 28 年 6 月の梅雨前線による豪雨災害（西日本大水害）が最も被災規模の大きい風水害である。

本市の近年発生した風水害による住宅被害は以下のものが挙げられる。

表 2-4 近年の風水害に伴う主な住宅被害（嘉麻市内）

年 月 日	被 害 状 況
【中国・九州北部豪雨】 平成 21 年 7 月 24 日～8 月 6 日	床上浸水 48 世帯、床下浸水 175 世帯
【平成 24 年 7 月九州北部豪雨】 平成 24 年 7 月 13 日～8 月 6 日	床上浸水 78 世帯、床下浸水 357 世帯、一部損壊 7 世帯
【平成 30 年 7 月豪雨】 平成 30 年 6 月 28 日～7 月 8 日	床上浸水 29 世帯、床下浸水 19 世帯、一部損壊 9 世帯、 全壊 2 世帯、半壊 8 世帯、

出典：嘉麻市地域防災計画（令和 3 年 8 月更新）をもとに作成

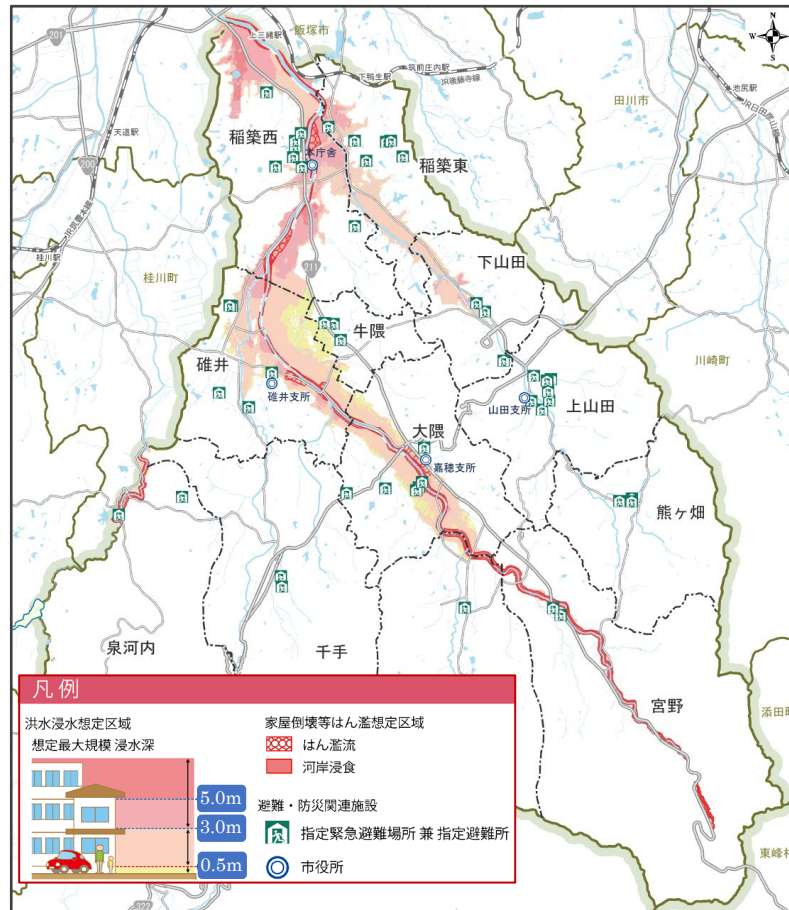
(2) 風水害の危険性

本市において風水害を受ける可能性がある箇所は、福岡県地域防災計画（災害危険箇所編）等によれば次のとおりである。

表 2-5 市が風水害により被害を受ける可能性のある箇所

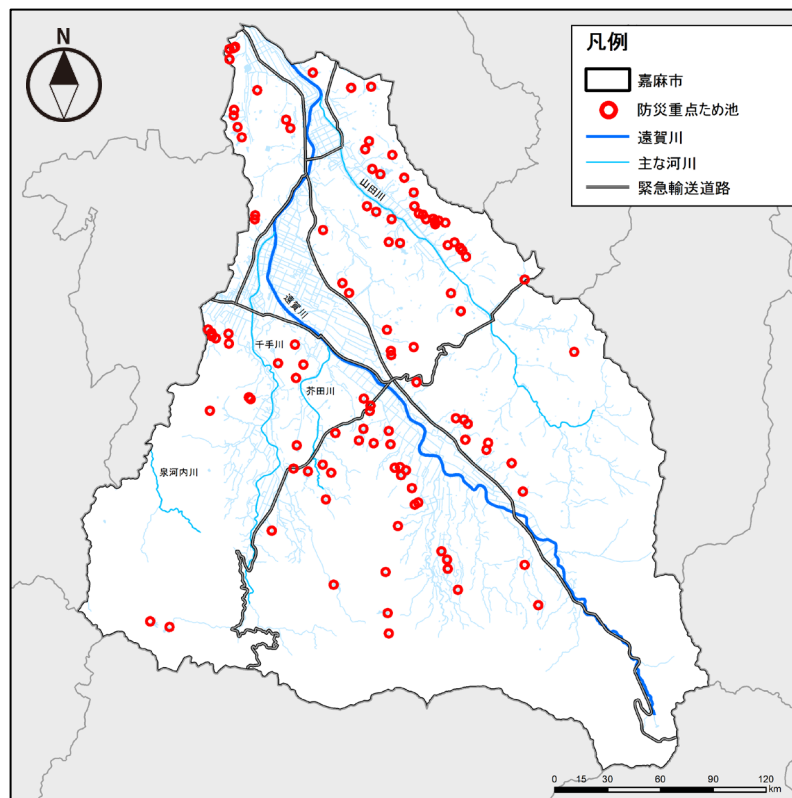
災害形態	危険区域・箇所	箇所数・面積
水 害	重要水防箇所【県知事管理区間】(河川)	5 箇所
	〃 【国土交通大臣管理区間】(A：堤防)	5 箇所
	〃 【〃】(B：堤防)	34 箇所
	〃 【〃】(重点区間：堤防)	1 箇所
	重要水防構造物【国土交通大臣管理区間】(A)	2 箇所
	〃 【〃】(B)	12 箇所
	〃 【〃】(要注意)	7 箇所
	災害危険河川区域【県知事管理区間】(A)	31 箇所
	防災上重要な農業水利施設	111 箇所
土砂災害	砂防指定地	29 箇所
	土石流危険渓流	113 箇所
	地すべり防止区域	1 箇所
	地すべり危険箇所	3 箇所
	急傾斜地崩壊危険区域	33 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅰ）	137 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（自然Ⅱ）	138 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅰ）	26 箇所
	急傾斜地崩壊危険箇所（人工Ⅱ）	11 箇所
	土砂災害（特別）警戒区域 土石流	131 箇所
	土砂災害（特別）警戒区域 急傾斜地の崩壊	402 箇所
	土砂災害（特別）警戒区域 地すべり	3 箇所
山地災害	山腹崩壊危険地区（国有林）	2 箇所
	山腹崩壊危険地区（民有林）	157 箇所
	崩壊土砂流出危険地区（国有林）	10 箇所
	崩壊土砂流出危険地区（民有林）	53 箇所
	地すべり危険地区（民有林）	3 箇所
水害、土砂災害等	道路危険箇所	115 箇所
	トンネルの震災による危険箇所	0 箇所

出典：福岡県地域防災計画 災害危険箇所編（令和 3 年 9 月更新）をもとに作成



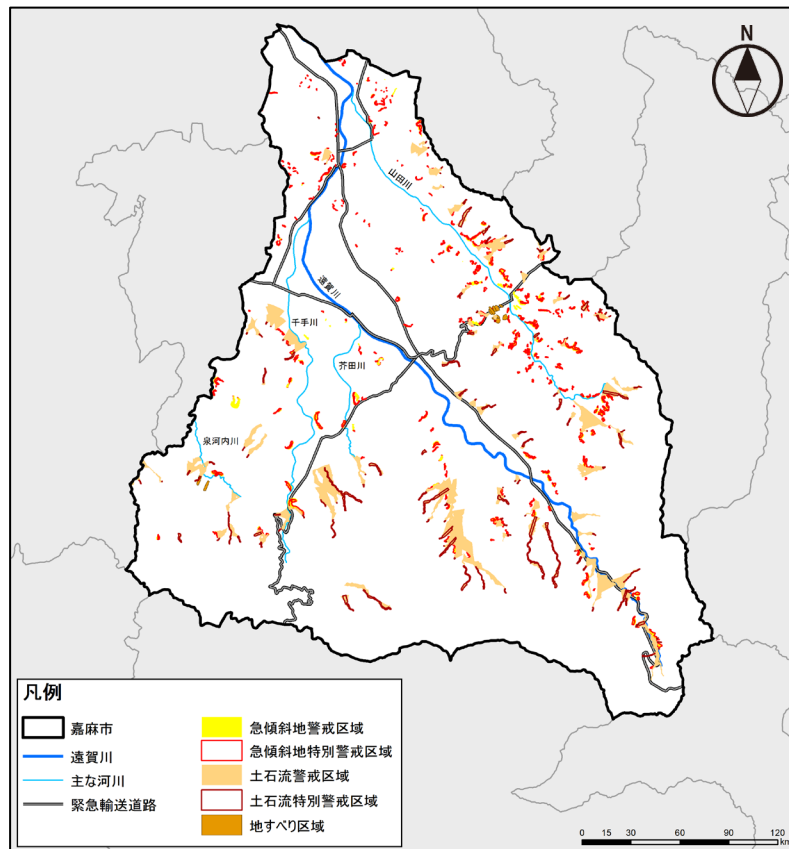
出典：嘉麻市防災マップ（令和 3 年 6 月更新）をもとに作成

図 2-10 洪水浸水想定区域



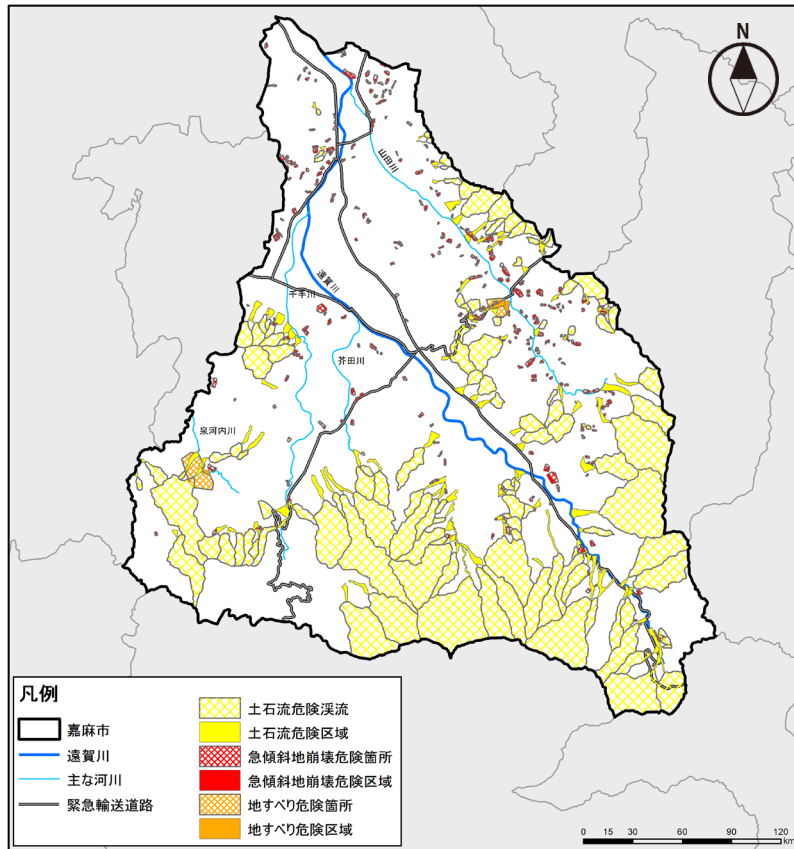
出典：嘉麻市重点ため池防災マップ（令和 2 年 6 月更新）をもとに作成

図 2-11 防災重点ため池の分布



出典：国土数値情報（国土交通省）をもとに作成

図 2-12 土砂災害警戒区域と特別警戒区域等



出典：国土数値情報（国土交通省）をもとに作成

図 2-13 土砂災害危険箇所と危険区域等

2 地震災害

(1) 地震災害の履歴

福岡県は、他の地域と比べると地震によって被害を受けた経験が少ないといわれてきたが、2005 年（平成 17 年）3 月 20 日、福岡県西方沖（福岡市の北西約 30 km）を震源とする最大震度 6 弱の地震（深さ 9 km、マグニチュード 7.0）が発生した。本市では震度 5 強（最大）が観測されており、負傷者 4 人、家屋の一部損壊 15 棟等の被害が確認された。

また、「平成 28 年（2016 年）熊本地震」の一連の活動の中で、平成 28 年（2016 年）4 月 16 日 1 時 25 分に熊本県熊本地方で発生した地震（深さ 12 km、マグニチュード 7.3）により福岡県内で最大震度 5 強を、本市では震度 4 を観測した。

福岡県では福岡管区气象台での有感地震記録によれば、1904 年の観測開始以来、震度 5 以上を観測したのは福岡県西方沖地震とその余震、及び 2016 年の熊本地震の 3 回である。

本市では震度 4 以上を観測したのは 2005 年の福岡県西方沖地震で 2 回、2016 年の熊本地震で 1 回の計 3 回である。

表 2-6 市が影響を受けた最近発生した地震

年月日 時間	震源	深さ (km)	M	被害の概要
2016/4/16 1:25	熊本	12	7.3	【熊本地震】 震度 7 西原村、益城町 震度 6 強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度 6 弱 阿蘇市、別府市ほか 嘉麻市 最大震度 4 県内の住家被害 半壊 4 棟、一部損壊 251 棟
2005/3/20 10:53	福岡県 西方沖	9	7.0	【福岡県西方沖地震】 福岡市を中心に被害。 人的被害：死者 1 名、重傷者 197 名、軽傷者 989 名 住家被害：全壊 143 棟、半壊 352 棟、 一部損壊：9,185 棟 嘉麻市 最大震度 5 強 負傷者 4 人、家屋の一部損壊 15 棟

出典：熊本地震は熊本県熊本地方を震源とする地震に係る被害情報等について（内閣府、平成 31 年 4 月）
 福岡県西方沖地震は嘉麻市地域防災計画（令和 3 年 8 月更新）をもとに作成

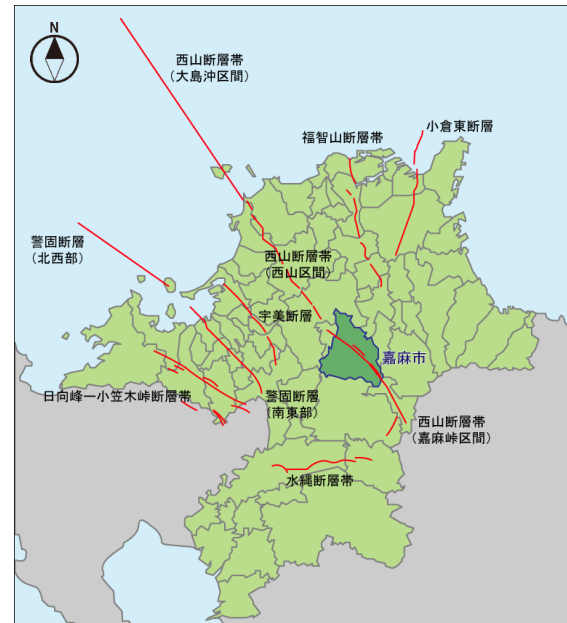


(2) 地震災害の危険性

本市では、市防災アセスメントにおいて市地域防災計画を策定するための長期目標として、市に最も接近している西山断層南部を震源としてマグニチュード 7.0（2005 年 3 月 20 日福岡県西方沖地震相当）の地震規模で被害想定を行った。

この結果、本市においては、建物被害（全壊大破計約 520 棟）、ライフライン被害（上水道約 360 箇所）、人的被害（死者約 30 人、負傷者約 5,000 人、避難者約 3,200 人）等、甚大な被害が想定される。（表 2-8 参照）

福岡県防災アセスメントでは、県の代表的活断層（水縄断層、小倉東断層、西山断層、警固断層の 4 つの断層）が存在する地域でマグニチュード 6～7.3 クラスの地震を想定したケースと、市町村内での地震動等の分布状況を把握するために、M6.9、深さ 10km の地震動を基盤一定に与えた被害想定が行われている。



出典：福岡県地域防災計画（令和 3 年 9 月更新）をもとに作成

図 2-14 想定地震の震源断層分布図

表 2-7 市域の最大地震想定の設定諸元

諸 元		設 定 値
想定断層		西山断層
活断層の長さ (km)		29
マグニチュード (M)		7
震源断層の位置		断層南部
震源断層の長さ L (km)		10
震源断層の幅 W (km)		5
震源断層の深さ d (km)	上端	5
	下端	15
北端の座標		130°28'44"
		33°50'0"
南端の座標		130°36'12"
		33°41'11"

出典：嘉麻市防災アセスメントをもとに作成

表 2-8 地震被害想定結果

区 分		警固断層 南東部※1	西山断層 南東部※1	基盤一定 (参考) ※1	西山断層 南部※2
地震の規模（Mマグニチュード）		7.2	7.3	6.9	7.0
震源の深さ		2～17 km	2～17 km	10 km	5～10 km
最大震度		6 弱	6 強	6 弱	6 強
液状化危険度（最大）		高い	高い	高い	かなり高い
崩 壊 斜 面	危険度 A 斜面数	2	10	5	-
	被災棟数	0	2	0	-
被 害 数 地震火災	全出火件数	1	2	1	2
	炎上出火件数	1	1	1	-
	消化不要件数	1	1	1	-
	焼失棟数	0	0	0	11
建 築 被 害 棟 数	全壊・木造棟数	204	366	254	520
	大破・非木造棟数	6	12	8	2
	全壊・大破 棟数計	210	378	262	522
	半壊・木造棟数	61	386	154	-
	中破・非木造棟数	3	17	7	-
	半壊・中破棟数計	64	403	161	-
	全・半壊、大・中破 棟数計	274	781	423	-
被 害 箇 所 数 ライフライン	上水道管	9	48	24	363
	下水道管	0	0	0	-
	都市ガス管（箇所数）	0	0	0	-
	電力（電柱）（本数）	1	2	1	-
	電話（電話柱）（本数）	0	1	1	-
人 的 被 害 人 数	死者数	12	23	15	32
	負傷者数	495	704	565	5,001
	要救出現場数	84	151	105	-
	要救出者数	54	98	68	-
	要後方医療搬送者数	50	70	57	-
	避難者数	322	579	401	3,208
生 活 死 傷 者 数	住居制約世帯数	1,156	5,547	2,843	-
	食料・飲料水制約世帯数	1,000	5,333	2,666	-
	電気制約世帯数	0	0	0	-
	情報通信制約回線数	0	0	0	-
	教育制約施設数	0	0	0	-
	エレベーター閉じ込め者数	11	28	17	-
	帰宅困難者数	4343	4343	4343	-

出典：※ 1 福岡県防災アセスメントをもとに作成

出典：※ 2 嘉麻市防災アセスメントをもとに作成

03 地域強靱化の基本的な考え方

I 地域強靱化の意義

本市は、山地、丘陵、盆地、河川等多様な地勢を有しており、地震、洪水、土砂災害等様々な災害が起こり得ること、想定を超える規模の地震・風水害にも対応する必要があることなどから、早急に本市の地域強靱化を推進しなければならない。

また、本市が地域の強靱化を総合的かつ計画的に推進することは、市民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことが出来る地域づくりを通じて、地域の経済成長にも寄与することとなる。

II 対象とする災害

市民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロ等も想定されるが、本市における過去の災害被害及び国の基本計画、県の地域計画を踏まえ、本計画では、広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害（風水害及び地震災害）を対象とする。

1 風水害

- 豪雨、台風に伴う大雨による河川・水路の氾濫、浸水及び破堤、ため池の決壊等による災害
- 台風に伴う強風による家屋の倒壊等による災害
- 低湿地域等の排水不良による浸水等の災害
- 豪雨、台風に伴う大雨による土砂災害（ぼた山の崩壊等を含む）



2 地震災害

- 建物、ライフライン、交通施設等の被害による災害
- 液状化による災害
- 地震による土砂災害



Ⅲ 基本目標

国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、本計画の基本目標を次のとおり設定する。

基本目標

① 人命の保護が最大限図られること

起きてはならない最悪の事態として、地震等での建物等の倒壊や火災発生、風水害による死傷者の発生、情報伝達不足による避難行動の遅れを原因とする死傷者の発生が想定されるため、建物の耐震化、避難の迅速化、大規模水害や地震発生後の市街地での大規模火災への対応強化を図っていく。

② 社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること

大規模自然災害発生直後から救助、救急、医療活動等が迅速に行われ、食糧やエネルギーの安定供給、企業の生産力低下の防止、生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・水道・燃料・交通ネットワークの確保により、被災による社会の重要な機能の大幅な低下を避ける。

③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化

家屋の倒壊や火災、浸水をはじめ、市民の財産へ重大な影響を及ぼすおそれのリスクの最小化を図る。また、公共施設等については避難場所や防災拠点としての機能を維持するため、被害が最小となるよう必要な対策を進めていく。

④ 迅速な復旧復興

ため池や防災施設の損壊・機能不全による制御不能な二次災害を発生させないことや大量に発生する災害廃棄物処理の停滞、道路等の基幹インフラの損壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態を避ける。

なお基本目標をより具体化するため、別途、8つの「事前に備えるべき目標」を設定する(26ページの表 4-1 を参照)



IV 強靱化を推進する上での基本的な方針

国の基本計画及び県の地域計画との調和を図る観点から、国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」（22 ページ参照）及び、県が地域計画で定める「地域強靱化を推進する上での基本的な方針」（23～24 ページ参照）に準じることとした上で、地域の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して市の強靱化を推進する。

1 強靱化の取り組み姿勢

○ P D C Aサイクルの実施

地域の強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起ことも知れないことから、短期的な視点に基づき P D C A サイクル（Plan-Do-Check-Action）による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図り、見直し・改善を行う。

○ 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域の強靱化の取り組みを通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

○ 代替性・冗長性の確保

橋梁等のインフラ施設、各種システムの電源設備、市民への情報伝達手段等、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。

○ 他地域の強靱化への貢献

他地域での大規模災害時に本市に求められる対応は、被災市町村に対する人員の派遣、物資の提供、避難者の受入であり、被災地域からの支援要請を踏まえ、具体的な検討を進める。

○ 平常時の有効活用を踏まえた対策

安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入等のように、災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫する。

2 取り組みの効果的な組み合わせ

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

○ 各主体との連携の強化

国、県、他市町村との広域連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

○ 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域の強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（市民、コミュニティ、事業者等）が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

3 地域の特性に応じた施策の推進

○ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。

○ 地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化（防災）を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取り組みとして推進する。

○ 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

災害時にすべての市民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員等、市民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。

また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取り組みを含め、十分な配慮を行う。

【 参 考 】

国が基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」

（１）国土強靱化の取り組み姿勢

- ① 我が国の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から吟味しつつ、取り組みにあたること。
- ② 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念と EBPM（Evidence-based Policy Making：証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取り組みにあたること。
- ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、災害に強い国土づくりを進めることにより、地域の活力を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土構造の実現を促すこと。
- ④ 我が国のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること。
- ⑤ 市場、統治、社会の力を総合的に踏まえつつ、大局的、システム的な視点を持ち、制度、規制の適正な在り方を見据えながら取り組むこと。

（２）適切な施策の組み合わせ

- ⑥ 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- ⑦ 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、地方公共団体）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこととし、特に重大性・緊急性・危険性が高い場合には、国が中核的な役割を果たすこと。
- ⑧ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

（３）効率的な施策の推進

- ⑨ 人口の減少等に起因する国民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること。
- ⑩ 既存の社会資本を有効活用することなどにより、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進すること。
- ⑪ 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFI による民間資金の積極的な活用を図ること。
- ⑫ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑬ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。
- ⑭ 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

（４）地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- ⑯ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること。
- ⑰ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること。

【 参 考 】

県が地域計画で定める「地域強靱化を推進する上での基本的な方針」

(1) 強靱化の取り組み姿勢

① P D C Aサイクルの実施

地域強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要であるが、一方で、大規模自然災害はいつ起ことも知れないことから、短期的な視点に基づきP D C Aサイクル（Plan-Do-Check-Action）による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行う。

② 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靱化の取り組みを通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図る。

③ 代替性・冗長性の確保

防潮堤や橋梁等のインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段等、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努める。

特に、県防災・行政情報通信ネットワークの再整備に当たっては、このような考え方を踏まえて取り組むことで、より確実に迅速な情報通信網の構築を図る。

④ 国全体の強靱化への貢献

東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を促進する。

・ 首都圏のバックアップ機能の強化

首都圏には政府関係機関や企業の中核機能が集中しており、首都直下型地震が発生した場合には、被災の影響で、首都圏のみならず国全体の社会経済が麻痺する恐れがある。

このような事態を回避するため、国の出先機関や指定公共機関の本社が集積し、迅速な情報共有・発信が可能であり、かつ、陸海空の要衝として優れた交通基盤を有しているという本県の特性を踏まえ、政府関係機関の誘致等を促進することで、首都圏のバックアップ機能の強化を図る。

・ 他地域での大規模災害時に本県に求められる対応は、被災市町村に対する人員の派遣、物資の提供、避難者の受入であり、被災地域からの支援要請を踏まえ、具体的な検討を進める。

⑤ 平常時の有効活用を踏まえた対策

景観の改善と災害時の倒壊リスクの回避に有効な無電柱化の取り組みや、安定的な電力供給と非常用電源としての活用を兼ね備えた再生可能エネルギーの導入等のように、災害時のみならず平常時の活用も念頭においた対策となるよう工夫する。

⑥ 市町村への支援

市町村の国土強靱化地域計画の策定の加速化や実施への支援の強化を図る。

(2) 取り組みの効果的な組み合わせ

⑦ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化等のハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。

⑧ 各主体との連携の強化

県内市町村との連携はもとより、国や他県との広域連携も重要であることから、平常時から訓練等を通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保する。

⑨ 「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援（公助）のみならず、自分の身は自分で守ること（自助）や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOで協力して助け合うこと（共助）が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官（国、県、市町村等）と民（住民、コミュニティ、事業者等）が連携及び役割分担して一体的に取り組む。

（３）地域の特性に応じた施策の推進

⑩ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理（社会資本の老朽化対策）

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定等を通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行う。

⑪ 地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化（防災）を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取り組みとして推進する。

⑫ 女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人等への配慮

災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員等、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人等の避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じる。

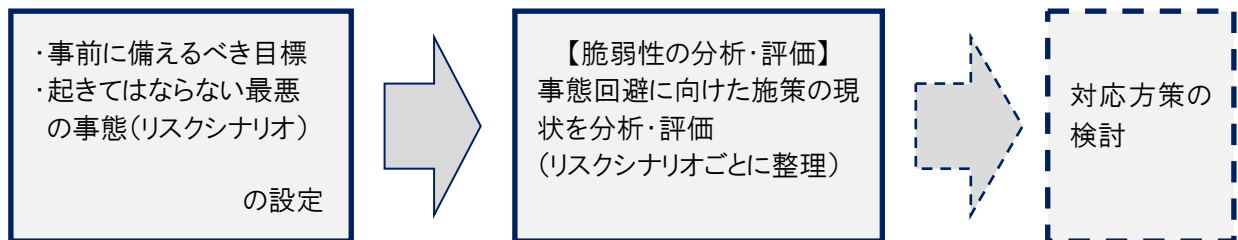
また、旅行者等の一時滞在者や外国人に対しても、平常時の取り組みを含め、十分な配慮を行う。

04 本市の強靱化の現状と課題【脆弱性評価】

I 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされている。

本市では、国が示す評価手法を参考に、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施した。



II 事前に備えるべき目標とリスクシナリオの設定

国の基本計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」や、県の地域計画で設定されている8つの「事前に備えるべき目標」と30の「リスクシナリオ」をもとに、本市の地理的条件、社会的条件、災害特性等を踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と27の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。（表 4-1 参照）

表 4-1 起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	
①人命の保護 が最大限 図られる	1 直接死を最大限防ぐ	1-1	地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生
		1-2	広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
		1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞
		2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	被災地における医療機能の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
②社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
	5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1	エネルギーの長期にわたる供給停止
		5-2	上水道等の長期にわたる供給停止
		5-3	污水处理施設等の長期にわたる機能停止
		5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-5	防災インフラの長期にわたる機能不全
	6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1	サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全
		6-2	食料等の安定供給の停滞
③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
④迅速な復旧復興	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
		7-2	有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

Ⅲ 脆弱性評価の手順

設定した 27 の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに、次の手順で実施した。

STEP 1

『最悪の事態が発生する要因』の洗い出し

リスクシナリオごとに関連する強靱化施策を整理する際に、施策の漏れを防止するため、リスクシナリオと施策を直接的に結び付けるのではなく、まずは、具体的にどのような被害が生じて「最悪の事態」に陥るのかを想像しながら、「起きてはならない最悪の事態が発生する要因」を設定する

STEP 2

脆弱性の
現状調査・分析

「最悪の事態が発生する要因」を踏まえた上で、リスクシナリオごとに市の各部局が実施している施策を調査・整理

- （１）市の各部局において実施している施策を調査
- （２）各施策の進捗状況の把握、課題等の分析

STEP 3

脆弱性の
課題の検討・評価

- （１）リスクシナリオごとに強靱化施策の評価を実施
- （２）施策の進捗度を表す指標（現状値）を可能な限り設定

IV 脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果は、別紙 1（74～96 ページ）のとおりである。

なお、評価結果のポイントは以下のとおりである。

○ 各主体との連携強化が必要

地域の強靱化に向けた取り組みの実施主体は、国、県、市のみならず、市民や事業者等多岐にわたっており、地域の強靱化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策等を実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整等を通じてその実効性を確保しておくことが必要となる。

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

施設整備や耐震化等のハード対策は、完了までに長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることからコスト・期間・規模等を十分に勘案し、訓練や防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、計画的に実施することが必要である。

○ 代替性・冗長性の確保が必要

橋梁等のインフラ施設、各種システムの電源設備、市民への情報伝達手段等、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保に努めることが必要である。

○ 強靱化に向けた継続的な取り組みが必要

強靱化の取り組みに終わりではなく、長期的な視点に立って、計画的に進めることが必要である。

05 強靱化施策の推進方針

I 重点化する施策

限られた資源・財源の中で、地域強靱化に関する施策を効率的・効果的に推進していくために、優先順位の高い取り組みを設定し、重点化を図りながら進める必要がある。

人命と暮らしを守り、社会の重要な機能を維持するため、国が掲げる重点化すべき 15 のプログラム（別紙 2、97 ページ）を参考に、本市の重点化すべき取り組みは次の 12 のプログラムを選定する。

なお、12 のプログラムに関しては、推進方針で記載しているリスクシナリオ番号に黒の網掛けをしている。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 直接死を最大限防ぐ	1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生 1-2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生 1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止 2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・防災情報の伝達不能
5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止 5-2 上水道等の長期にわたる供給停止
6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による経済活動の機能不全 6-2 食料等の安定供給の停滞
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

II 施策推進に当たっての目標値の設定

施策推進に当たっては、個別施策の進捗状況を定量的に把握できるよう、可能な限り具体的な数値目標を重要業績指標（KPI 指標）として設定した。

なお、本計画に掲載する目標値は、本市以外の国や県等が主体となって実施する施策もあることなどから、今後の事業量等を確定的に積み上げたものではなく、施策推進に関わる各主体が目指すべき努力目標として位置付ける。

また、計画策定後も、状況変化等に対応するため、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

Ⅲ リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

「04 本市の強靱化の現状と課題【脆弱性評価】」で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、その推進方針及び目標値をリスクシナリオごとに整理した。

なお、整理した強靱化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれるが、これらの施策については、「再掲」と記載した。

※ 施策名の横に記載する【】内の文字は、各施策を所管する部局を省略して記載したもの

【人事】：人事秘書課	【総務】：総務課	【防災】：防災対策課
【企画】：企画財政課	【共同】：男女共同参画推進課	【管財】：管財課
【地域】：地域活性推進課	【市民】：市民課	【税務】：税務課
【環境】：環境課	【人権】：人権・同和対策課	【健康】：健康課
【子育】：子育て支援課	【高齢】：高齢者介護課	【福祉】：社会福祉課
【育成】：こども育成課	【保護】：保護課	【農林】：農林振興課
【産業】：産業振興課	【住宅】：住宅課	【土木】：土木課
【会計】：会計課	【水道】：水道局	【学教】：学校教育課
【教総】：教育総務課	【学施】：学校施設課	【生涯】：生涯学習課
【スポ】：スポーツ推進課	【議会】：議会事務局	【監査】：監査委員事務局
【選挙】：選挙管理委員会事務局	【農業】：農業委員会事務局	【山田】：山田市民地域振興課
【嘉穂】：嘉穂市民地域振興課	【碓井】：碓井市民地域振興課	
【避難】：避難所班 ^{※1}	【要配】：要配慮者対策班 ^{※1}	

※1 市災害対策本部の分掌事務における対策班

1. 直接死を最大限防ぐ

リス
ク
シナ
リオ
1-1

地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による
多数の死傷者の発生

1) 住宅、特定建築物の耐震化【住宅・土木・防災】

- 木造戸建て住宅や大規模特定建築物の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進する。
- 維持すべき公共施設については、定期的な点検や診断を実施し、計画的な維持修繕を行うことにより、長寿命化を推進する。
- 地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、所有者や管理者に対し、啓発や改善指導等を行う。
- 道路沿いの危険なブロック塀は、撤去等の安全対策を推進する。

2) 公営住宅の老朽化対策【住宅】

- 市営住宅の適切な維持管理に向け、市営住宅長寿命化計画に基づいた計画的な用途廃止、住戸改善及び維持管理を推進する。

3) 空き家の適正な管理【防災・産業】

- 市内にある空き家のうち老朽化して危険な家屋については、所有者等に対して法令に基づく指導等の措置を行うほか、解体補助制度等により、所有者による除却を促す。
- 市内にある空き家を嘉麻市空き家バンク制度により、有効活用する取り組みを進める。

4) 文教施設の耐震化等【教総・学施・生涯・スポ】

- 適切な維持管理を行い、老朽化施設については、大規模改修工事を行う。
- 老朽化した施設の一斉改築時期に備えて、計画的・効果的な施設整備を実施する。
- 施設管理者は、消防計画等に避難に関する計画を作成するなど、避難対策の万全を図る。

5) 社会福祉施設等の耐震化【高齢・福祉】

- 適切な維持管理、経年劣化に伴う施設、設備の修繕を行い、老朽化した社会福祉施設については、緊急度の高いものから耐震化を検討する。

6) 応急危険度判定体制の整備【防災・住宅・土木・農林】

- 被災宅地危険度判定士、被災建築物に関する応急危険度判定士の有資格者の確保に努める。

7) 危険性が高い大規模盛土造成地の対策【防災・土木】

- 大規模盛土造成地の変動予測調査（2次スクリーニング）実施の是非及び規模について、庁内で検討を行う。

8) 住環境等の整備【土木・産業】

- 無秩序な住環境の改善を促すため、適正な土地利用を推進する。
- 都市計画区域における宅地等の配置・建築制限等のあり方を見直し、都市計画マスタープランの策定を検討する。

9) 指定緊急避難場所となる防災公園の整備、老朽化対策【土木】

- 公園施設の改修・再整備を計画的に推進する。
- オープンスペースとしての機能について配慮しながら、公園・緑地の積極的な確保とその適切な配置に努める。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値（実施）	目標値（計画）
住宅の耐震化率	防災 住宅	75.9% （平成 30 年度）	95.0% （令和 8 年度）
特定建築物の耐震化率	防災	78.3% （令和 3 年度）	95.0% （令和 8 年度）
市営住宅屋上・外壁改修工事の実施	住宅	22 棟 592 戸 （令和 2 年度）	35 棟 806 戸 （令和 8 年度）
市営住宅浄化槽改修工事の実施	住宅	1 団地 （令和 3 年度）	4 団地 （令和 7 年度）
市営住宅長寿命化計画の策定	住宅	策定済み （令和 3 年度）	随時見直し
空き家バンク登録物件数	産業	11 件 （令和 3 年度）	100 件 （令和 8 年度）

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値（実施）	目標値（計画）
空き家バンク登録物件の成約件数	産業	7 件 （令和 3 年度）	50 件 （令和 8 年度）
解体補助制度による空き家解体件数	防災	33 件 （令和 2 年度）	75 件 （令和 8 年度）
学校施設の耐震化率※2	教総	100% （令和 3 年度）	100% ※随時維持補修 （令和 8 年度）
被災宅地危険度判定士の有資格者数	防災	2 人 （令和 3 年度）	5 人 （令和 8 年度）
被災建築物応急危険度判定士の有資格者数	防災 住宅	3 人 （令和 3 年度）	5 人 （令和 8 年度）
1 次スクリーニング（県実施） 確定箇所数	土木	24 箇所 （令和 3 年度）	—

※2：熊ヶ畑小学校は木造平屋であり面積も満たさないため、耐震診断、改修の対象から除外しており、耐震診断、改修工事は未実施である。ただし、大規模改修時に筋交いは施工済みである。

1) 水害の発生が予想される地域等において集中的に実施する災害対策【防災・土木】

- 平時から、水害の発生が予想される危険区域を巡視して異常箇所等を把握するとともに、必要に応じて、関係部署又は関係機関等に適切な対応を行うよう促す。

2) 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【土木】

- 河川の氾濫防止や護岸の復旧及び浚渫により、市民の安全な環境確保を図る。また、水閘門等の操作を円滑に行うための講習会を実施し、操作人の意識向上に努める。
- 遠賀川、山田川、千手川の重要水防箇所に指定されている箇所は、定期的に巡視を行うとともに、国・県に対し積極的に改修要望を行う。

3) 河川施設等の耐震化【土木】

- 市は、国・県等の施設管理者に、河川施設の被害の想定や耐震点検の実施を要請するとともに、堤防、水門及び排水機場等の河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから耐震化工事を要請し、その推進に協力する。

4) 新技術等を活用した災害対策の構築【防災・土木・農林】

【危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置】

- 従来の水位計に加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を県に要望する。

【ドローン等の新技術活用】

- 災害復旧事業等の調査、測量、工事等に活用するため、ドローンや三次元測量等を導入する。

【防災・減災 DX の導入検討】

- AI（人工知能）、次世代通信 5G、VR（仮想現実）、メッシュ Wi-Fi（キャリアが提供しているのとは別の警察・消防、自衛隊や被災者、ボランティアを結ぶネットワーク）等を活用し、災害関連情報の予測・収集・集積・伝達の高度化を図ることについて検討を行う。

5) 洪水及び内水に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【防災】

- 洪水浸水想定区域等、洪水浸水の危険がある区域、河川災害に関する情報の伝達方法、避難所及び避難場所、河川災害の特徴、災害時の心得等警戒避難に関する情報を記載したハザードマップを作成し配布するとともに HP で周知する。

- 防災週間や防災関連行事等を通じ、避難や備蓄等の普及啓発を図る。
- 災害情報の収集及び伝達、避難、救助等が円滑かつ迅速に遂行されるよう、市民の協力を得て、区域の行政区長等を責任者とする自主防災組織に研修等を実施して育成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援を行う。その際、男女共同参画の視点をもってあたる。
- 市は、洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の作成や、計画に定めた訓練の実施について必要な指導・助言を行う。

6) 洪水及び浸水に対する警戒体制の整備、水害対応タイムラインの策定【防災】

- 河川水位や気象情報を確認し、災害対策本部会議設置規程に規定する配備基準に基づき配備体制を整備する。また、状況に応じて避難情報の発令、避難所開設等必要な対応を行う。
- 災害の発生時に防災行動を迅速かつ効果的・効率的に行うため、県と連携し、水害対応タイムラインを策定する。

7) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進【防災】

- 「遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会」に参加し、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を国、県、流域自治体と連携しながら一体的・計画的に推進する。

8) 適時適切な避難情報の発令【防災】

- 気象情報等について情報収集を行い、今後の状況変化を予測しながら、適時適切な避難情報の発令を行う。
- 発令についての判断は、「避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）」を参考に作成した「避難情報に関するマニュアル」に沿って、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等を踏まえ、災害の種類や対象地区ごとに行う。
- 避難情報の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、共有する。

9) ため池の防災・減災対策【農林】

- ため池施設等の実態把握や堤体、余水吐、樋管等諸施設の整備及び改修を実施し、その推進を図る。また、県が行う新たな選定基準による防災重点ため池の再選定の推進に協力する。
- ため池に関するハザードマップを作成し、市民へ周知する。
- 防災重点ため池について、安全性に係る確認のための調査を行い、防災工事を必要とするため池については、下流への影響度を考慮した上で整備を行う。
- 今後、廃止等により防災重点ため池数の変更が生じた場合は、適宜見直しを行う。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
水防計画策定状況	防災	1 回 (令和 3 年度)	毎年度 1 回策定 (令和 8 年度)
水閘門等の操作講習会実施回数	土木	1 回 (令和 3 年度)	毎年度 1 回実施 (令和 8 年度)
ため池ハザードマップ作成状況	農林	32 箇所 (令和 3 年度)	42 箇所 (令和 8 年度)
防災重点ため池劣化状況評価箇所数	農林	8 箇所 (令和 3 年度)	50 箇所 (令和 8 年度)
市公式 SNS 加入数 (LINE)	防災	3,026 人 (令和 3 年度)	5,000 人 (令和 8 年度)
市公式 SNS 加入数 (Twitter)	防災	968 人 (令和 3 年度)	5,000 人 (令和 8 年度)
新技術を活用した総合防災システムの導入	防災	未導入 (令和 3 年度)	検討 (令和 8 年度)
水害ハザードマップの作成状況	防災	策定済み (令和 3 年度)	随時見直し
内水ハザードマップの作成状況	防災	未策定 (令和 3 年度)	策定済み (令和 8 年度)
要配慮者施設避難確保計画策定率	防災 要配	25.5% (令和 3 年度)	100% (令和 4 年度)
要配慮者施設避難訓練実施率	防災 要配	0% (令和 3 年度)	100% (令和 8 年度)
自主防災組織設立組織率	防災	16.9% (令和 3 年度)	40% (令和 8 年度)
水害対応タイムライン策定状況	防災	未策定 (令和 3 年度)	策定済み (令和 8 年度)
避難情報に関するマニュアル	防災	作成済み (令和 3 年度)	随時見直し

大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

1) 発生が予想される地域における土砂災害防止対策の推進【防災・土木・農林・管財】

- 災害防止対策として砂防施設等（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）の整備を県へ要請する。
- 市、県及び関係機関は、土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所を把握し、災害防止策をハード・ソフト両面から実施する。

2) 治山施設の整備【農林】

- 山地災害危険地区等の災害箇所や災害危険箇所を調査・把握するとともに、地元行政区からの治山施設設置要望を取りまとめ、県事業を活用して治山施設の設置を図る。
- 県は、山地災害の実態や緊急性、必要性を踏まえ、順次治山事業を実施しているため、市はそれに協力する。

3) 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【防災】

- 土砂災害（特別）警戒区域等、土砂災害の危険がある区域、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所及び避難場所、土砂災害の特徴及び前兆現象、災害時の心得等、警戒避難に情報を記載したハザードマップを作成し配布するとともに HP で周知を図る。
- 防災週間や防災関連行事等を通じ、避難や備蓄等の普及啓発を図る。『再掲 1-2-5)』
- 災害情報の収集及び伝達、避難、救助等が円滑かつ迅速に遂行されるよう、市民の協力を得て、区域の行政区長等を責任者とする自主防災組織に研修等を実施して育成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援を行う。その際、男女共同参画の視点をもってあたる。『再掲 1-2-5)』
- 市は、土砂災害（特別）警戒区域にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の作成や、計画に定めた訓練の実施について必要な指導・助言を行う。

4) 山地災害防止の啓発及び危険地区の点検【防災・農林】

- 県は、山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布及び市と関係機関による危険地区パトロールや施設の点検等を実施し、市民の防災意識の普及に努めており、市はそれに協力する。

5) 適時適切な避難情報の発令 『 再掲 1-2-8) 』 【防災】

- 気象情報等について情報収集を行い、今後の状況変化を予測しながら、適時適切な避難情報の発令を行う。
- 発令についての判断は、「避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）」を参考に作成した「避難情報に関するマニュアル」に沿って、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等を踏まえ、災害の種類や対象地区ごとに行う。
- 避難情報の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、共有する。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
急傾斜地崩壊防止対策事業実施	土木	継続 (令和 3 年度)	継続 (令和 8 年度)
土砂災害ハザードマップの作成状況	防災	作成済み (令和 3 年度)	随時見直し
要配慮者施設避難確保計画策定率 (再掲 1-2)	防災 要配	25.5% (令和 3 年度)	100% (令和 4 年度)
要配慮者施設避難訓練実施率 (再掲 1-2)	防災 要配	0% (令和 3 年度)	100% (令和 8 年度)
自主防災組織設立組織率 (再掲 1-2)	防災	16.9% (令和 3 年度)	40% (令和 8 年度)
森林管理巡視員による点検	農林	1 回/月 (令和 3 年度)	1 回/月 (令和 8 年度)
避難情報に関するマニュアル (再掲 1-2)	防災	作成済み (令和 3 年度)	随時見直し

リスク シナリオ 1-4	情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する避難の遅れによる多数の死傷者の発生
--------------------	--

1) 防災情報通信基盤の整備【防災】

- 必要な機器の維持・整備に努めるとともに、警報等が確実に伝わるよう、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用することなどにより、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。
- 災害対策本部が得た情報を時系列に整理し、すべての職員がリアルタイムに閲覧できる仕組みづくりについて検討を行う。
- 災害時に円滑な情報共有を行うため、市、河川管理者、道路管理者、警察署、消防署、自衛隊、消防団等防災関係者との連絡体制の確立、顔の見える関係の構築に努める。
- 災害等における非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、孤立集落に、衛星携帯電話等を導入する。
- 防災・防犯、安心・安全に関する情報の収集及び伝達を効率的に活用が図れるよう、普及啓発に努める。また、防災行政無線難聴者対策として、防災情報を携帯電話等に一斉メール配信する「防災メール・まもるくん」、登録いただいた電話に音声通知する「登録電話」への登録を促進する。
- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート、テレビ、ラジオ、防災メールまもるくん、市ホームページ、市公式 LINE、twitter、ケーブルテレビ、登録電話、広報車等多様かつ多様な手段の整備を図る。
- 指定避難所における情報通信手段を確保するため、Wi-Fi 環境の整備を推進する。

2) 福岡県総合防災情報システム等の活用【防災】

- 福岡県総合防災情報システム等、国・県の情報システムを活用し、避難情報等、的確な災害対応のための情報収集を行う。

3) 適時適切な避難情報の発令『再掲 1-2-8) ,1-3-5)』【防災】

- 気象情報等について情報収集を行い、今後の状況変化を予測しながら、適時適切な避難情報の発令を行う。
- 発令についての判断は、「避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）」を参考に作成した「避難情報に関するマニュアル」に沿って、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等を踏まえ、災害の種類や対象地区ごとに行う。
- 避難情報の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、共有する。

4) 避難者の支援体制【防災・避難】

- 施設管理者、区長、自主防災組織等と協力して、災害時における指定避難所の開設・運営を円滑に行うための体制を検討するとともに、その訓練を実施する。
- 避難所開設・運営マニュアルの作成・啓発を行い、各指定避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努め、指定避難所となりえる民間施設等の管理者に対しても協力を求める。
- 市は、指定避難所以外の避難実態を把握し、指定避難所以外の避難者についても支援する。

5) 避難行動要支援者の避難支援【防災・要配】

- 避難行動要支援者名簿を作成し、あらかじめ同意を得た要支援者の名簿を警察、消防、民生委員等関係者に配布することにより要支援者の円滑な避難を支援する。
- 要支援者の分布を把握し、行政と地域社会（行政区、自主防災組織、民生委員等）が連携して、要支援者の避難を支援する体制づくりを推進する。
- 避難行動要支援者の個別避難計画の作成を促進し、要支援者の円滑な避難を支援する。
- 地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の作成や、計画に定めた訓練の実施について必要な指導・助言を行う。
- 社会福祉施設等の管理者は、施設職員や入所者に対して防災教育や防災訓練を実施する。
- 要配慮者利用施設、自主防災組織、行政区等の市民との連携を密にし、災害時の要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

6) 福祉避難所整備の促進【防災・要配】

- 一般の避難所での生活が困難な人を受け入れる福祉避難所を開設する。また、社会福祉施設等と協議し、災害時に福祉避難所として施設を利用できるよう協定締結を推進する。
- 要配慮者のため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所運営マニュアルの作成、備品消耗品の備蓄等を行い、要配慮者等の受け入れ体制の整備に努める。

7) 外国人に対する支援【防災】

- 広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や、外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の指定緊急避難所等の情報提供体制の整備を図る。
- 指定緊急避難場所・指定避難所や避難路等の標識や案内板及び洪水関連標識等の多言語化やマークの共通化に努める。
- 県と連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、翻訳・通訳ボランティアの確保に努める。

8) 防災教育の推進【防災・学教・育成・生涯】

- 園児・児童・生徒等に対し、関係機関と連携して防災教育を推進し、学校等における防災体制の充実を図る。
- 公民館において、大人向け・子ども向け防災講座等を実施し、市民一人ひとりの防災に関する知識が深まるよう努める。
- 災害知識の普及に当たっては、要配慮者への情報に配慮し、わかりやすい広報資料の作成に努める。

9) 避難行動等の教訓の広報啓発【防災】

- 消防本部、防災関係機関と協力し、市内の災害に関する各種資料を収集・整理・保存するとともに、情報の公開に努める。市民、自主防災組織は、自ら災害教訓の伝承に努める。
- 市民に対し、自らの判断で避難行動をとることや早期避難の重要性を周知し、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、正しい知識の普及啓発を図る。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
防災メールまもるくん加入者数	防災	814 人 (令和 3 年度)	1,200 人 (令和 8 年度)
市公式 SNS 加入数 (LINE) (再掲 1-2)	防災	3,026 人 (令和 3 年度)	5,000 人 (令和 8 年度)
市公式 SNS 加入数 (Twitter) (再掲 1-2)	防災	968 人 (令和 3 年度)	5,000 人 (令和 8 年度)
避難所 Wi-Fi 環境整備	防災	20 箇所 (令和 3 年)	20 箇所※継続 (令和 8 年)
避難情報登録電話加入者数	防災	10 人 (令和 3 年度)	100 人 (令和 8 年度)
新技術を活用した総合防災システムの導入 (再掲 1-2)	防災	未導入 (令和 3 年度)	検討 (令和 8 年度)
避難情報に関するマニュアル (再掲 1-2、1-3)	防災	作成済み (令和 3 年度)	随時見直し
避難所開設・運営マニュアルの作成	防災 避難	策定済み (令和 3 年度)	随時見直し
避難所運営訓練実施回数	防災 避難	1 回/年 (令和 3 年度)	1 回/年 (令和 8 年度)

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
避難行動要支援者個別避難計画策定数	防災 要配	109 件 (令和 3 年度)	350 件 (令和 8 年度)
要配慮者施設避難確保計画策定率 (再掲 1-2、1-3)	防災 要配	25.5% (令和 3 年度)	100% (令和 4 年度)
要配慮者施設避難訓練実施率 (再掲 1-2、1-3)	防災 要配	0% (令和 3 年度)	100% (令和 8 年度)
福祉避難所協定締結施設数	防災 要配	0 施設 (令和 3 年度)	6 施設 (令和 8 年度)
福祉避難所マニュアルの作成	防災 要配	策定済み (令和 3 年度)	随時見直し
公民館での防災講座等実施回数	防災 生涯	大人向け 年 1 回×1 地区 子ども向け 年 1 回× 1 地区 (令和 3 年度)	大人向け 年 1 回×4 地区 子ども向け 年 1 回× 4 地区 (令和 8 年度)
防災講演・出前講座の実施回数	防災	10 回/年 (令和 3 年度)	20 回/年 (令和 8 年度)

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスク シナリオ 2-1

被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる 物資・エネルギー供給の長期停止

1) 公助による備蓄・調達の推進【防災】

- 地域の地理的条件等も踏まえて、あらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、物資の供給のための備蓄計画を定め、適切な備蓄や備蓄体制の整備に努める。
- 災害により、混乱・断絶した市場流通がある程度回復するまでの間の物資を、平時からの備蓄及び事業者との供給協定の締結等の方法により、円滑に確保できる体制を整える。
- 県と連携し、医薬品等を備蓄するとともに、医療品等の供給体制を確保する。

2) 自助・共助による備蓄の促進【防災】

- 市民に対し、3 日分以上の食料の備蓄を行うよう啓発を図る。また、事業所においても最低 3 日間の飲料水や食料等を備蓄することを要請する。

3) 道路施設が持つ副次的機能の活用【防災・産業】

- 防災拠点の一つとして「道の駅」を活用するものとし、その機能の維持・強化に努める。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
備蓄計画の策定	防災	未策定 (令和 3 年度)	策定済み (令和 8 年度)
水の備蓄数	防災	2,400 本 (1.5 ℓ) (令和 3 年度)	2,400 本 (1.5 ℓ) ※随時補充 (令和 8 年度)
食料の備蓄数	防災	3,600 食 (令和 3 年度)	3,600 食 ※随時補充 (令和 8 年度)
防災資機材・食料等の供給に関する 協定締結事業者数	防災	11 事業者 (令和 3 年度)	15 事業者 (令和 8 年度)
防災講演・出前講座の実施回数 (再掲 1-4)	防災	10 回/年 (令和 3 年度)	20 回/年 (令和 8 年度)

リスク シナリオ 2-2	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
--------------------	----------------------

1) 現場映像配信体制の構築【防災】

- モバイル型映像伝送装置等による映像伝送技術の向上を図るため、平常時から県、県警察及び他機関が主催する防災訓練等に積極的に参加し、協力体制の構築を図る。

2) 分散型エネルギーの導入促進【農林・環境】

- 公共施設に、太陽光発電施設等の再生可能エネルギーの積極的な導入促進を図る。
- 住宅に太陽光発電システムを設置する費用の一部を補助する制度を推進する。
- 事業者へ、再生可能エネルギー導入に係る補助金や関連情報を提供する。
- 公共建築物において使用される暖房器具やボイラーについて、適切な維持管理の必要性や木質バイオマスの安定的な供給確保等を考慮し、木質バイオマス利用を検討する。
- 木質ボイラーの導入や薪ストーブ等の導入を促進するため、購入補助制度等を検討する。

3) 孤立集落の災害対応体制の整備【防災】

- 孤立時の安否情報や被害情報等の通信手段の整備に努める。
- 災害等における非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、孤立集落に、衛星携帯電話等を導入する。『再掲 1-4-1)』
- 孤立集落の公民館等に食料、水、非常用電源等必要物資の備蓄を推進する。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
映像配信訓練参加回数	防災	1 回/年 (令和 3 年度)	1 回/年 (令和 8 年度)
太陽光発電設備 (10 k W未満) の導入容量	環境	4,575 k W (令和元年度)	5,243 k W (令和 8 年度)
孤立集落への備蓄	防災	衛星携帯電話 1 機・ 発電機 1 機・食料 15 食・ 水 10 本 (1.5 ℓ) (令和 3 年度)	衛星携帯電話 1 機・発電機 1 機・食料 15 食・水 10 本 (1.5 ℓ) ※随時補充 (令和 8 年度)

警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

1) 災害対応装備資機材等の整備・充実【防災】

- 備蓄（保有）する災害用装備資機材等を随時点検・整備するとともに、必要に応じてそれらの充実を図る。
- 災害時に必要な資機材等の調達の円滑化を図るため、防災資機材・食料等の供給に関する協定の締結を推進する。

2) 交通情報の収集・提供【防災・土木】

- 警察署、道路管理者から道路交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、緊急輸送道路路線等の状況把握を図り、関係各課に伝達する。
- 警察署等関係機関と連携し、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を把握し、相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に通行の禁止または規制の対象、区間および理由等を相互に通知し、緊急を要する場合は事後すみやかにその内容及び理由を通達する。

3) 消防施設等の充実強化【防災】

- 消防水利の充足率が低い地域に対し、消火栓や耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備を図る。
- 市民に対して火災警報器や消火器等の住宅用防災機器の設置に関する啓発を図る。

4) 消防団の充実強化【防災】

- 消防団の強化を図るため、組織の整備及び活動資機材の充実を図るとともに、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実、団員の確保に努める。
- 平時から、消防団は、自主防災組織等と連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備を推進する。
- 従業員が消防団に入団しており、消防団活動に協力的である事務所等を市民に周知する「消防団協力的事業所表示制度」を活用し、事業者との連携体制の整備に努める。

5) 自主防災組織の充実強化【防災・産業】

- 出前講座の実施や設立・活動補助金の交付により、市民の防災意識の向上を図りながら、共助の核となる自主防災組織の設立を促進し、自主的な防災・減災活動等を支援する。

- 災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の円滑かつ迅速に遂行されるよう、市民の協力を得て、区域の行政区長等を責任者とする自主防災組織に研修等を実施して育成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援を行う。その際、男女共同参画の視点をもってあたる。

『再掲 1-2-5) ,1-3-3) 』

- 消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取り扱いの指導を行うなど、消防団と自主防災組織の連携や人的交流を積極的に図るよう努める。
- 市内の事業者が、事業継続計画（BCP）を策定・運用し、従業員・利用者等の安全を確保できる、自主防災体制を整備・充実させるよう、指導・助言を行う。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
防災資機材・食料等の供給に関する 協定締結事業者数（再掲 2-1）	防災	11 事業者 （令和 3 年度）	15 事業者 （令和 8 年度）
消防水利充足率	防災	71.4% （令和 3 年度）	74.0% （令和 8 年度）
消防団員の確保率	防災	84.4% （令和 3 年度）	84.8% （令和 8 年度）
消防団協力事業所表示制度協力事業所 数	防災	4 事業所 （令和 3 年度）	10 事業所 （令和 8 年度）
自主防災組織リーダー研修会受講者	防災	25 人 （令和 3 年度）	30 人 （令和 8 年度）
自主防災組織設立組織率 （再掲 1-2,1-3）	防災	16.9% （令和 3 年度）	40% （令和 8 年度）
防災士資格取得者数	防災	35 人 （令和 3 年度）	50 人 （令和 8 年度）

リスク シナリオ 2-4	大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱
--------------------	---------------------------

1) 帰宅困難者に対する支援【防災】

- 帰宅困難者への適切な情報提供、一時的な滞在場所の提供、企業や学校等における対策の啓発等について検討する。
- 事業所や企業との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進し、情報提供や水道水の供給及びトイレの利用等の支援を行う。

リスク シナリオ 2-5	被災地における医療機能の麻痺
--------------------	----------------

1) 現場（急性期医療）の DMAT による医療支援【防災・健康】

- 市災害対策本部は、負傷者の状況等必要に応じて福岡県災害派遣医療チーム（福岡県 DMAT）の派遣を要請する。

2) 避難所・現場救護所の JMAT による医療支援【防災・健康】

- 飯塚市、桂川町とともに、締結している飯塚医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定」にもとづき、医師・薬剤師・看護師・補助員・運転手で構成される日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣を要請できる体制を維持する。

3) 被災地における DPAT による精神科医療及び精神保健活動の支援【防災・健康】

- 被災者等の心のケアのため、「ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおか DPAT）」の派遣を要請する等、速やかに的確な対策を講ずるとともに、災害対策要員である市職員の健康管理についてもメンタルケアを含めた実施を推進する。

4) 保健福祉対策部の設置【防災・健康】

- 市災害対策本部内に保健福祉対策部保健医療班を設置し、保健医療活動に関する情報連携等、保健医療活動の総合調整を行う。

リスク シナリオ 2-6	被災地における疫病・感染症の大規模発生
-----------------------------	----------------------------

1) 疫病のまん延防止【健康・子育て・環境】

- 予防接種法に規定される疾病のまん延防止上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や関係機関との情報共有を図るとともに、県や医師会、地域の医療機関等との密な連携を図る。
- 医師会等と連携し、保健福祉環境事務所の指導又は指示により、生活環境の悪化に起因する疫病の発生及びまん延を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動に取り組む。

2) 感染症の予防・まん延防止【健康・子育て】

- 公衆衛生の観点から、関係機関との連携のもと、乳幼児から高齢者まで、教室、健康診査等による感染症の予防や啓発に取り組む。
- 感染症に対し、各関係機関との連携を図りながら適切な対策を講じるとともに、多様化・複雑化する予防接種について、正しい知識の普及・啓発に努める。
- 感染症の対象は個人だけでなく公共施設を含む全域とし、保健福祉環境事務所との緊密な連携により、実情に即した指導、協力を行えるよう体制の構築に努める。

リスク
シナリオ
2-7

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の
健康状態の悪化・死者の発生

1) 健康管理体制の構築 【健康・子育て・高齢】

- 保健福祉環境事務所と連携し、保健師等による巡回相談等の場で必要な指導を行い、健康管理支援に取り組む。

2) DHEAT による保健医療行政の指揮調整機能等の応援 【健康・子育て・高齢】

- 災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成、資質の維持・向上の取り組みとして、県が実施している災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練に協力する。

3) 福祉避難所整備の促進 『再掲 1-4-6)』 【防災・要配】

- 一般の避難所での生活が困難な人を受け入れる福祉避難所を開設する。また、社会福祉施設等と協議し、災害時に福祉避難所として施設を利用できるよう協定締結を推進する。
- 要配慮者のため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所運営マニュアルの作成、備品消耗品の備蓄等を行い、要配慮者等の受け入れ体制の整備に努める。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
福祉避難所協定締結施設数 (再掲 1-4)	防災 要配	0 施設 (令和 3 年度)	6 施設 (令和 8 年度)
福祉避難所マニュアルの作成 (再掲 1-4)	防災 要配	策定済み (令和 3 年度)	随時見直し
備蓄計画の策定 (再掲 2-1)	防災	未策定 (令和 3 年度)	策定済み (令和 8 年度)
水の備蓄数 (再掲 2-1)	防災	2,400 本 (1.5 ℓ) (令和 3 年度)	2,400 本 (1.5 ℓ) ※随時補充 (令和 8 年度)
食料の備蓄数 (再掲 2-1)	防災	3,600 食 (令和 3 年度)	3,600 食 ※随時補充 (令和 8 年度)
防災資機材・食料等の供給に関する 協定締結事業者数 (再掲 2-1,2-3)	防災	11 事業者 (令和 3 年度)	15 業者 (令和 8 年度)

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

リスク シナリオ 3-1	行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
--------------------	---

1) 防災拠点となる公共施設の整備【防災・企画】

- 維持すべき公共施設については、定期的な点検や診断を実施し、計画的な維持修繕を行うことにより、長寿命化を推進する。『再掲 1-1-1)』
- 防災拠点施設の整備・充実化を図り、必要に応じ耐震化の推進、非常用電源の整備に努める。
- 平成 27 年 3 月に策定した「嘉麻市公共施設等適正化基本方針」に掲げる今後の方向性の実現に努める。
- 旧耐震基準で建設された公共施設においては、計画的に耐震化を促進していき、推進にあたっては、「社会資本整備総合交付金」等の補助制度等を活用していく。
- 地震防災緊急事業 5 ヶ年計画に基づき、防災拠点となる施設の整備を推進する。

2) 業務継続体制の確保【防災】

- 県の支援のもと、実効性のある事業継続計画（BCP）を策定し、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続できる体制を整備する。

3) 各種防災訓練の実施及び実施支援【防災】

- 関係機関や団体、要配慮者を含む市民と連携した各種災害に関する訓練(水防訓練・消防訓練・職員の訓練・図上訓練・自主防災組織の訓練・施設管理者・事業者等の訓練等)を実施または支援する。

4) 受援体制の確保【防災】

- 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるように、受援計画を策定する。
- 受援に係る災害対応能力の向上を図るため、定期的に受援訓練を実施し、検証結果を踏まえ必要に応じ、受援計画の見直しを行う。

5) 市職員の防災対応力の向上【防災】

- 職員災害応急マニュアル等を作成・更新し、職員への周知を図り、定期的に訓練を行う。
- 市職員に対し、男女共同参画の視点等を取り入れた防災知識、役割の分担等に関する防災教育を実施し、防災対策要員としての知識の習熟を図る。

- 人材育成を体系的に図る仕組みを構築し、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築するよう努める。

6) 罹災証明書の迅速な発行【税務・山田・嘉穂・碓井】

- 発災後、住家被害認定調査の実施体制を早期に確立して調査を実施し、迅速に罹災証明書の発行を行う。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
嘉穂総合体育館耐震改修工事	スポ	未施工 (令和 3 年度)	施工済み (令和 4 年度)
サルビアパーク耐震改修工事	スポ	未施工 (令和 3 年度)	施工済み (令和 6 年度)
スイミングプラザなつき耐震改修工事	スポ	未施工 (令和 3 年度)	施工済み (令和 7 年度)
業務継続計画の策定	防災	未策定 (令和 3 年度)	策定済み (令和 8 年度)
各種防災訓練の実施	防災	1 回/年 (令和 3 年度)	1 回/年 (令和 8 年度)
受援計画の策定	防災	策定済み (令和 3 年度)	随時見直し
市職員を対象とした研修会・訓練の実施	防災	2 回/年 (令和 3 年度)	2 回/年 (令和 8 年度)
住家被害認定調査研修の実施	税務	1 回/年 (令和 3 年度)	1 回/年 (令和 8 年度)

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスク シナリオ 4-1

情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による 災害・防災情報の伝達不能

1) 防災情報通信基盤の整備 『再掲 1-4-1)』 【防災】

- 必要な機器の維持・整備に努めるとともに、警報等が確実に伝わるよう、地域衛星通信ネットワークや防災行政無線等を活用することなどにより、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、災害情報共有システム（Lアラート）、その他の災害情報等を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。
- 災害対策本部が得た情報を時系列に整理し、すべての職員がリアルタイムに閲覧できる仕組みづくりについて検討を行う。
- 災害時に円滑な情報共有を行うため、市、河川管理者、道路管理者、警察署、消防署、自衛隊、消防団等防災関係者との連絡体制の確立、顔の見える関係の構築に努める。
- 災害等における非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、孤立集落に、衛星携帯電話等を導入する。
- 防災・防犯、安心・安全に関する情報の収集及び伝達を効率的に活用が図れるよう、普及啓発に努める。また、防災行政無線難聴者対策として、防災情報を携帯電話等に一斉メール配信する「防災メール・まもるくん」、登録いただいた電話に音声通知する「登録電話」への登録を促進する。
- 災害時の情報伝達手段として、防災行政無線、緊急速報メール、Lアラート、テレビ、ラジオ、防災メールまもるくん、市ホームページ、市公式 LINE、twitter、ケーブルテレビ、登録電話、広報車等多様かつ多重的な手段の整備を図る。
- 指定避難所における情報通信手段を確保するため、Wi-Fi 環境の整備を推進する。

2) 災害・防災情報の利用者による対策促進 【防災】

- 災害時に情報を確実に入手できるよう、市民に対し、広報、防災マップ、出前講座等を通して情報の入手方法を事前に確認しておくことや、非常時に備え乾電池や携帯電話の充電器、防災ラジオ等を備蓄しておくことなどについて啓発を行う。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
防災メールまもるくん加入者数 (再掲 1-4)	防災	814 人 (令和 3 年度)	1,200 人 (令和 8 年度)
市公式 SNS 加入数 (LINE) (再掲 1-2,1-4)	防災	3,026 人 (令和 3 年度)	5,000 人 (令和 8 年度)

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
市公式 SNS 加入数（Twitter） （再掲 1-2,1-4）	防災	968 人 （令和 3 年度）	5,000 人 （令和 8 年度）
避難所 Wi-Fi 環境整備 （再掲 1-4）	防災	20 箇所 （令和 3 年）	20 箇所※継続 （令和 8 年）
避難情報登録電話加入者数 （再掲 1-4）	防災	10 人 （令和 3 年度）	100 人 （令和 8 年度）
新技術を活用した総合防災システムの導入 （再掲 1-2,1-4）	防災	未導入 （令和 3 年度）	検討 （令和 8 年度）
防災講演・出前講座の実施回数 （再掲 1-4,2-1）	防災	10 回/年 （令和 3 年度）	20 回/年 （令和 8 年度）

5. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスク
シナリオ
5-1

エネルギーの長期にわたる供給停止

1) 各主体と連携したエネルギー需給の確保【防災・環境】

- 電気事業者に対し、台風等の非常災害時の電力施設の災害を防止し、災害発生原因の除去と耐災環境の整備を要請する。
- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、事業所における再生可能エネルギーの導入や利活用を推進する。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
太陽光発電設備（10kW未満）の導入容量（再掲 2-2）	環境	4,575kW （令和元年度）	5,243kW （令和8年度）

上水道等の長期にわたる供給停止

1) 水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進【水道】

- 水道施設の整備増強や耐震性の強化により、被災時の被害軽減化に努める。
- 非常用電力の確保について、自動化設備等のバックアップ等の対策を図る。
- 水道施設の巡回点検等を行い、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。
- 導水・送水及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。
- 「嘉麻市水道事業経営戦略」を策定し、更新計画を見直しつつ、施設・設備・管路の更新を実施する。
水道施設の耐震化の実施は、老朽化施設の更新とともに耐震性を有する設計、管材を用いて対応していく。
- 災害時においても給水できるように、平成 28 年度から計画的に浄水場の整備を行っている。また、水道管の整備を行い、更新や新設の際は、耐震管や耐震適合管等を使用して整備を進める。
- 耐震化の推進のためには、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める。

2) 水資源の確保【水道】

- 今後も安全な水を安定供給するため、「水需要計画」の見直しを行い、老朽化した施設や水道管等の整備・改修を推進し、水道事業の健全な運営に努める。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
老朽管更新延長	水道	1,540m (令和 3 年度)	14,000m (令和 8 年度)
水道施設の耐震化率	水道	50% (令和 3 年度)	66.6% (令和 8 年度)
更新基本計画策定	水道	未策定 (令和 3 年度)	策定済み (令和 8 年度)

リスク シナリオ 5-3	汚水処理施設等の長期にわたる機能停止
--------------------	--------------------

1) 地域汚水処理施設（コミュニティプラント）の耐震化【環境】

- 生活排水の迅速な処理を維持するため、地域汚水処理施設（コミュニティプラント）の耐震化を進める。

2) 合併処理浄化槽の整備【環境】

- 生活排水の適正な処理を推進するため、合併処理浄化槽の設置にかかる費用を一部補助する事業を実施しており、合併処理浄化槽の計画的な普及推進や維持管理の啓発に努める。今後も水環境の現状把握に努めるとともに、汚水処理施設の利用人口増加に向けた取り組みを推進する。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
コミュニティプラントの耐震化率	環境	100% (令和 3 年度)	100% (令和 8 年度) ※随時維持修繕
汚水処理人口普及率 ※汚水処理施設による人口÷人口×100	環境	48.05 % (令和 2 年度)	63.29 % (令和 8 年度)

リスク シナリオ 5-4	交通インフラの長期にわたる機能停止
--------------------	-------------------

1) 道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強【土木】

- 災害時における道路の安全性を向上させるため、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強は危険性の高い箇所での対策や、緊急輸送道路及び土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所（広域迂回等）での対策を重点的に進める。

2) 道路橋梁の耐震補強【土木】

- 所管橋梁について、緊急度の高い橋梁から順次耐震点検調査を実施し、対策工事の必要箇所を指定して、必要に応じて補修、耐震補強及び架換を実施する。
- 「嘉麻市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の長寿命化と維持管理のコスト縮減を図る。

3) 緊急輸送道路の整備【防災・土木】

- 国道 322 号嘉麻バイパスの整備促進を要望するとともに、国道 211 号の早期改良及び骨格道路として災害に強い国道整備（防災対策の強化）を要望する。
- 緊急輸送道路・重要物流道路ネットワークに位置付けられた国県道については、その耐震性、安全性の強化を県に要請し、市道については、その強化に努める。
- 県が指定する緊急輸送道路を踏まえ、地域防災拠点等に集められた物資を、市内の地区防災拠点に送るための緊急輸送道路（予定路線・区間）を設定し、緊急輸送道路ネットワークの形成に努める。

4) 道路啓開体制の強化【防災・土木】

- 事故車両・倒壊物・落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、あらかじめ建設業者・団体との間で協定等を締結し、必要な体制の整備を推進する。その際には、道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画の立案や、道路啓開用資機材の整備に努める。

5) 道路の雪寒対策の推進【防災・土木・農林】

- 大雪時等においては、テレビ、ラジオ、市ホームページ、市公式 LINE、twitter 等を活用した情報配信によって、円滑な交通確保に努める。
- 道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ソフト・ハード両面での取り組みを推進する。

6) 生活道路の整備【土木】

- 既存道路については、交通量等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備、ガードレールやカーブミラーの設置等を推進するとともに、適切な維持、管理に努める。特に、主要な市道については、緊急時に対応するための拡幅・改良・整備を進める。
- 災害時における避難の安全性を向上させるため、歩道整備や、自転車に配慮した道路整備を進める。
- 災害時における道路の安全性を向上させるため、道路の無電柱化を推進する。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
急傾斜地崩壊防止対策事業実施 (再掲 1-3)	土木	継続 (令和 3 年度)	継続 (令和 8 年度)
橋梁長寿命化修繕計画対象橋梁	土木	374 橋 (全管理橋梁) 作成済み	計画に基づき 随時維持補修
災害応援協定締結事業者数 (土木・測量)	防災 土木	69 事業者 (令和 3 年度)	80 事業者 (令和 8 年度)
市道の舗装率	土木	90.9% (令和 3 年度)	92% (令和 8 年度)

防災インフラの長期にわたる機能不全

1) 道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【土木】

- 主要な市道及び生活道路については、定期的な点検や維持補修等を行うとともに、市道長寿命化計画を策定し、長期的視点に立ち、計画的で効果的な維持管理に努める。
- 国が設置する「福岡県道路メンテナンス会議」や、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会に参加し、技術的な助言・指導等を県へ要請する。

2) 河川施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【土木】

- 河川施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行う。
- 平常時から河川を巡視して河川施設の把握に努め、河川維持、修繕、改修事業を促進する。
- 河川関連施設について、必要なものにおいては、重要度・緊急度の高いものから耐震化を促進する。

3) 砂防施設等の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【土木】

- 県が砂防施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を推進しているため、その取り組みに協力する。

4) 治山施設の老朽化対策【農林】

- 県が治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、施設の点検を実施し、適切な維持管理を推進しているため、その取り組みに協力する。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
舗装個別施設計画の策定	土木	未策定 (令和 3 年度)	策定済み (令和 4 年度)

6. 経済活動を機能不全に陥らせない

リスク シナリオ 6-1

サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、 風評被害等による経済活動の機能不全

1) 商工業者への事業継続支援【防災・産業】

- 市内業者が災害時に果たす役割を十分に認識し、「事業継続計画（BCP）」を策定するよう、周知、指導、助言等の支援を行う。
- 筑豊地域中小企業支援協議会を中心に、中小企業支援に県と連携して取り組む。
- 被災時には、各構成機関の支援メニューを活用することにより、被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援する。
- 市、商工会、商工会議所が共同で作成した「事業継続力強化支援計画」を適切に実行できるよう、体制の強化を図るとともに、必要に応じて見直しを行う。

2) 代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【土木】

- 幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送等緊急輸送道路や火災の延焼防止機能としても有効である。広域幹線道路として重要な役割を持っている国県道について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう国や県へ要請する。

【主要な幹線道路】

一般国道 ⇒ 211 号、322 号

主要地方道 ⇒ 桂川下秋月線、田川桑野線、穂波嘉穂線

一般県道 ⇒ 飯塚山田線、千手稲築線、口ノ原稲築線、才田筑前内野停車場線、宮小路中益線、熊ヶ畑上山田線、原田上山田線、下山田碓井線、豆田稲築線、千手馬見線

- 国道 322 号嘉麻バイパスの整備促進を要望するとともに、国道 211 号の早期改良及び骨格道路として災害に強い国道整備（防災対策の強化）を要望する。『再掲 5-4-3)』
- 各地域を結ぶ骨格道路として機能している県道については、県道千手馬見線の延伸等、計画的な改良・整備の実現を要望するとともに、災害時・緊急時にも機能する道路として防災対策の強化を県へ要望する。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
事業継続力強化支援計画	産業	県から認定済み (令和 3 年度)	随時見直し

1) 農地の防災・減災対策【農林】

- 農地の保全、優良農地の確保を推進するとともに、老朽化が進行している農業用排水施設や農道等の農業生産基盤の整備を推進する。

2) 農業用施設の老朽化対策【農林】

- 農業基盤整備が昭和 50 年以前に完了した地域において、農業用施設等の老朽化等により、施設機能の低下や喪失及び農業用水の不足や湛水・冠水が生じている。そのため、農業用地等の保全及び防災の具体的な手法として、老朽化が著しく危険な状況である農業用施設の整備を行い、農業用水の安定確保と水害防止に努める。

3) 農道・林道の整備、保全【農林】

- 災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、トンネルや橋梁の点検・診断に取り組む。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
農業用施設の整備箇所数	農林	3 箇所/年 (令和 3 年度)	3 箇所/年 (令和 8 年度)
林道施設長寿命化計画に基づく林道橋の修繕	農林	0 橋 (令和 3 年度)	3 橋 (令和 8 年度)

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスク シナリオ 7-1	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生
--------------------	---

1) ため池の防災・減災対策 『再掲 1-2-9)』 【農林】

- ため池施設等の実態把握や堤体、余水吐、樋管等諸施設の整備及び改修を実施し、その推進を図る。
また、県が行う 新たな選定基準による防災重点ため池の再選定の推進に協力する。
- ため池に関するハザードマップを作成し、市民へ周知を図る。
- 防災重点ため池について、安全性に係る確認のための調査を実施し、防災工事を必要とするため池については、下流への影響度を考慮した上で整備を行う。
- 今後、廃止等により防災重点ため池数の変更が生じた場合は、適宜見直しを行う。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
ため池ハザードマップ作成状況 (再掲 1-2)	農林	32 箇所 (令和 3 年度)	42 箇所 (令和 8 年度)
防災重点ため池劣化状況評価箇所数 (再掲 1-2)	農林	8 箇所 (令和 3 年度)	50 箇所 (令和 8 年度)

リスク
シナリオ
7-2

有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

1) 大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等【環境】

- 大気環境の状況把握に努め、自動車や工場等からの排出ガス対策、悪臭対策を推進し、発生源対策により、良好な大気環境の確保に努める。
- 市内の遠賀川水系において、水環境の現状把握に努め、污水处理施設の利用人口増加に向けた取り組みを行う。
- 河川の水質保全に向け、合併処理浄化槽の計画的な普及推進や維持管理の啓発に努める。また、事業者に対して工場排水の適正処理や処理施設の維持管理の啓発に努める。

2) 毒物劇物の流出等の防止【環境】

- 工場・事業所等の関係者に対し、有害物質の漏出等が生じた場合には、市、県、関係機関にこれを報告するとともに、有害物質の漏出等に対し適切に対応するよう指導、助言を行う。
- 市は、有害物質の漏出等を把握した場合、県及び関係機関へ報告する。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
遠賀川における BOD	環境	1 mg/L 以下 (令和 3 年度)	1 mg/L 以下 (令和 8 年度)
污水处理人口普及率 ※污水处理施設による人口÷人口×100 (再掲 5-3)	環境	48.05 % (令和 2 年度)	63.29 % (令和 8 年度)
毒物劇物による健康被害の発生件数	環境	0 件 (令和 3 年度)	0 件 (令和 8 年度)

農地・森林等の荒廃による被害の拡大

1) 地域における農地・農業用施設等の保全【農林】

- 農事区と協力し、農地、農業用施設等の保全を図る。
- 農業者や市民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行う。

2) 荒廃農地対策【農林】

- 中山間地域等の農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能を維持・促進を図るため、県と連携し、集落が実施する農業生産活動の維持に対し、中山間地域等直接支払交付金による支援を推進する。
- 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定し、効率的かつ安定的な農業を営む担い手の育成・確保を推進する。
- 野生鳥獣による農作物被害を受けて、生産者が生産意欲を喪失することを防止するため、侵入防止柵の整備を推進する。
- イノシシ等が農地や農地周辺を掘削する等して農地等の強度を低下させることを防止するため、適切な個体数管理を実施する。

3) 森林の整備・保全【農林】

- 森林を保全していく必要があるため、市は、林業を継続できるような支援に取り組む。
- 森林づくりは、長い期間を要するため、林業基盤整備、水源の涵養等、森林の有する多面的機能発揮に向けた中長期的な視点に立ち、取り組む。
- 森林の各機能に応じた整備、保全・管理を行うことはもとより、生態系に配慮した森林づくり（育成）を推進する。
- 公益財団法人福岡県水源の森基金等を活用し、技術向上に向けた人材育成を推進する。
- 森林づくり基本計画における取り組みは、関係機関から各種民間団体等との連携による推進体制の構築を図る。
- 計画伐採及び搬出体制の確立、林道及び作業道の開設、担い手の育成等に努め、多様な森林整備を推進する。
- 市が実施する間伐に関し、切捨て間伐を行う際は、伐倒木の処理に注意を払い行う。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
農業用施設の整備箇所数 (再掲 6-2)	農林	3 箇所/年 (令和 3 年度)	3 箇所/年 (令和 8 年度)
多面的機能支払交付金を活用した農業 用施設の整備箇所数	農林	17 箇所/年 (令和 3 年度)	17 箇所/年 (令和 8 年度)
荒廃農地面積	農林	22ha (令和 2 年度)	20ha (令和 6 年度)
森林整備率 ※森林整備済面積 ÷森林整備計画面積×100	農林	47.3% (平成 27 年度)	78.2% (令和 8 年度)
荒廃森林整備率 ※荒廃森林整備済面積 ÷荒廃森林整備計画面積×100	農林	80.9% (平成 27 年度)	95.2% (令和 8 年度)
荒廃竹林の整備面積	農林	0.89ha (平成 27 年度)	2.0ha (令和 8 年度)
素材生産量の向上	農林	8,696 m ³ (平成 30 年度)	12,269 m ³ (令和 5 年度)

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる 条件を整備する

リスク シナリオ 8-1	災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
--------------------	--------------------------

1) 災害廃棄物処理体制の整備【環境】

- 災害廃棄物処理の要領・内容に習熟し、災害廃棄物の収集処理を委託する事業者、応援を求める事業者、団体、処理施設を有する他市町村等と協定を締結する等、災害廃棄物を適正に処理するために必要な体制の整備を図る。
- 災害時における災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく。
- 公益社団法人福岡県産業資源循環協会と締結した（平成 30 年 1 月）災害廃棄物の処理等に関する協定に基づき、円滑に連携できるよう体制の整備を行う。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
嘉麻市災害廃棄物処理計画の策定状況	環境	策定済み (令和 2 年)	随時見直し

リスク シナリオ 8-2	復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの 欠如等により復興できなくなる事態
--------------------	--

1) 市職員の防災対応力の向上 『再掲 3-1-5)』 【防災】

- 職員災害応急マニュアル等を作成・更新し、職員への周知を図り、定期的に訓練を行う。
- 市職員に対し、男女共同参画の視点等を取り入れた防災知識、役割の分担等に関する防災教育を実施し、防災対策要員としての知識の習熟を図る。
- 人材育成を体系的に図る仕組みを構築し、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築するよう努める。

2) 迅速な応急・災害復旧 【防災・土木・農林】

- 市は関係機関と連携を図り、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、災害施設の復旧事業を行う。
- 激甚災害に指定された際は、激甚法に基づく財政援助及び助成措置を早期に検討する。
- 複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請する等、相互応援等の協力体制を確立する。

3) 公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築 【防災】

- 建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定の締結を推進する。

4) 建設人材の確保・育成 【土木・住宅】

- 予定価格の適正な設定、発注・施工時期の平準化、適正な労務単価の設定、週休2日制の導入検討、社会保険への加入促進等による就労環境の整備を行う。
- 建設業未経験者の新規流入を促すため、人材を育成・確保する制度の普及・周知を図る。

5) 災害ボランティア活動の強化 【防災・市民】

- ボランティアや関係団体と平時から連携を密にし、ボランティアの活動環境への各種対応を推進する。
- 県、日本赤十字社（福岡県支部）、市社会福祉協議会、その他のボランティア団体と連携を図り、活動拠点・資機材・災害に係るボランティアやコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体や企業及び行政のネットワーク化、その他の環境整備に努める。
- 市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等と連携し、情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- 災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受け入れ態勢の整備等を定め、マニュアルを作成するなど、災害ボランティアの円滑な受け入れに取り組む。

6) 受援体制の確保 『再掲 3-1-4)』 【防災】

- 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を策定する。
- 受援に係る災害対応能力の向上を図るため、定期的に受援訓練を実施し、検証結果を踏まえ必要に応じ、受援計画の見直しを行う。

7) 地域における農地防災・災害アドバイザーの育成・確保 【農林】

- 各農事区や民間事業者による、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導、助言を行うほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザー等を育成する。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
市職員を対象とした研修会・訓練 (再掲 3-1)	防災	2 回/年 (令和 3 年度)	2 回/年 (令和 8 年度)
災害応援協定締結事業者数 (土木・測量) (再掲 5-4)	防災 土木	69 事業者 (令和 3 年度)	80 事業者 (令和 8 年度)
防災士資格取得者数 (再掲 2-3)	防災	35 人 (令和 3 年度)	50 人 (令和 8 年度)
受援計画の策定 (再掲 3-1)	防災	策定済み (令和 3 年度)	随時見直し
農地防災・災害アドバイザー認定者数	農林	0 人 (令和 3 年度)	1 人 (令和 8 年度)

リスク シナリオ 8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による 有形・無形の文化の衰退・喪失
--------------------	---

1) 地域コミュニティの活性化【総務・地域・防災】

- 希薄化している地域コミュニティ強化のために、交付金等の財政支援を行い、市と行政区長連合会が連携し、行政区の円滑な運営と地域の自治振興を図る。
- 地域コミュニティ育成、活性化のため人口減少、高齢化が進む本市において、「小さな拠点」づくりの形成が地域の喫緊課題である。市民が安心して暮らしていく上で必要となる買い物、福祉、交通手段等のサービスを受け続けられる環境を維持していくために、市民が、市や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能の集約・確保や、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取り組みを実施するための支援を福岡県の補助制度を活用しながら行う。
- 地域ごとに市民が一致団結して防災活動が行われるよう、自主防災組織の設立を推進し、自主防災意識の向上と自主防災体制の整備促進に努める。

2) 被災者等支援制度の周知【防災】

- 災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめ、速やかに被災者に周知する。

3) 貴重な文化財の喪失への対策【生涯】

- 文化財保護法及び県・市の文化財保護条例に基づき、市内に存在する指定文化財や貴重な歴史・文化遺産の保存を図るため、古墳・遺跡を含む多様な文化財の被害防止対策、点検整備を実施する。
- 嘉麻市歴史民俗資料展示・保管施設では、安心安全な運営と活用ができるよう老朽化した施設の見直しを図るとともに、資料の整理と適切なデータ管理に努める。
- 市は、文化財所有者・管理者等に対して、文化財及び文化財保管施設等における、消火設備、警報設備等、防火設備の整備推進及び環境保全への助成措置を行うとともに、改善点を指導し防火管理体制の徹底を図る。また、市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため「文化財防火デー」等を活用した広報活動を推進する。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
自主防災組織設立組織率 (再掲 1-2,1-3,2-3)	防災	16.9% (令和 3 年度)	40% (令和 8 年度)
小さな拠点形成促進事業に係る 地域運営組織数	地域	4 団体 (令和 3 年度)	10 団体 (令和 8 年度)

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
災害発生時の被災者支援制度の周知	防災	災害発生時に広報・HP等で周知 (令和 3 年度)	継続 (令和 8 年度)
歴史民俗資料台帳登録件数	生涯	9,813 件 (令和 3 年度)	11,313 件 (令和 8 年度)

リスク シナリオ 8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
--------------------	--

1) 地籍情報の保存【管財】

- あらかじめ地籍情報及び測量図面等データの整備・保存並びにバックアップ体制についての整備に努める。

2) 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備【住宅・防災】

- 応急仮設住宅の建設用地として、原則、公有地を優先し、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地の確保に取り組む。

3) 公営賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備【住宅・防災】

- 公営住宅の空き家状況を把握し、震災時における被災者への迅速な提供を図る。
- 民間賃貸住居の借り上げの円滑化に向け、あらかじめその取扱い等の確立に努める。

【重要業績指標】

指標	担当課	現状値	目標値
応急仮設住宅建設候補地台帳の整備	住宅 防災	整備済み (令和 3 年度)	随時見直し
公営住宅管理システムによる 入居者・空き家屋等の管理	住宅	整備済み (令和 3 年度)	随時見直し

06 計画推進の方策

I 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行う必要がある。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国、福岡県、民間事業者、市民等との連携を図りながら個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況等を継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

II PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画の推進に当たっては、各施策の推進状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証をおこない、その結果を踏まえた予算化や国・福岡県への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築する。

また、本計画の進捗管理を行うなかで、社会情勢の大きな変化や想定すべき自然災害リスクの変化等により、計画内容の見直しが必要な場合には、随時見直しを行うものとする。

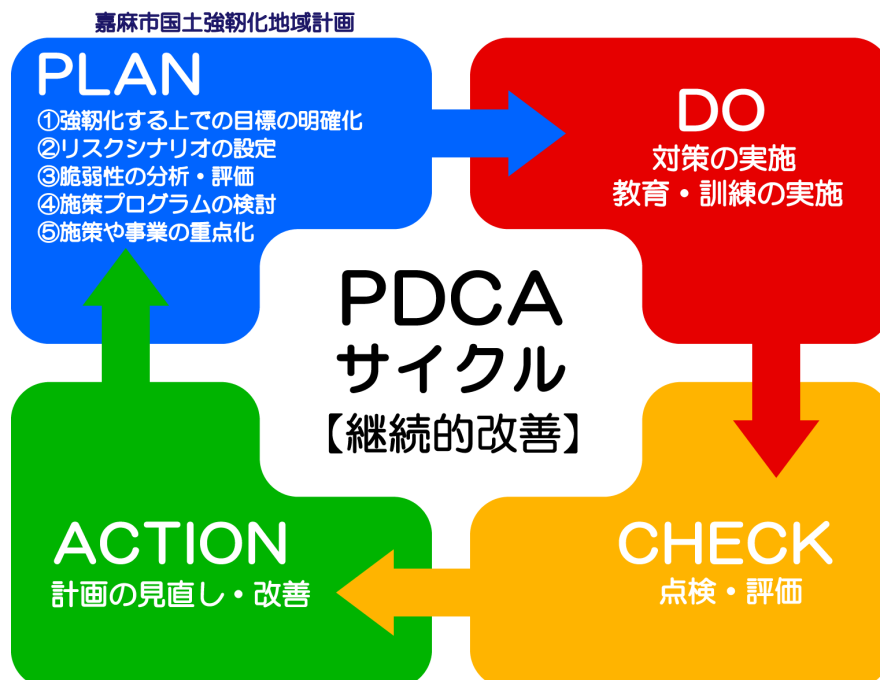


図 6-1 嘉麻市国土強靱化地域計画のPDCAサイクル

別紙 1) リスクシナリオごとの脆弱性評価

1. 直接死を最大限防ぐ

1-1 地震に起因する建物・交通施設の大規模な倒壊・火災等による多数の死傷者の発生

1) 住宅、特定建築物の耐震化【住宅・土木・防災】

地震発生時に死傷者が発生する主な要因は住宅の倒壊に伴うものが圧倒的に多いため、木造戸建て住宅や大規模特定建築物の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進していく必要がある。また、維持すべき公共施設については、定期的な点検や診断を実施し、計画的な維持修繕を行うことにより、長寿命化を推進する必要がある。

その他、地震時に建築物の窓ガラス、外壁タイル及び看板等の落下による危険防止のため、所有者や管理者に対し、啓発や改善指導等を行っていく必要がある。

特に近年の大地震においてブロック塀の倒壊により人的被害が発生していることから、道路沿いの危険なブロック塀は、撤去等の安全対策を推進する必要がある。

2) 公営住宅の老朽化対策【住宅】

市営住宅の適切な維持管理に向け、市営住宅長寿命化計画に基づいた計画的な用途廃止、住戸改善及び維持管理を行う必要がある。

3) 空き家の適正な管理【防災・産業】

市内にある空き家のうち老朽化して危険な家屋については、所有者等に対して法令に基づく指導等の措置を行うほか、解体補助制度等により、所有者による除却を促す必要がある。また、市内にある空き家を嘉麻市空き家バンク制度により、有効活用する取り組みを進める。

4) 文教施設の耐震化等【教総・学施・生涯・スポ】

文教施設は、市民等の活動の場であるとともに、非常災害時には市民の避難所としての役割も担っている。そのため、適切な維持管理を行い、老朽化施設については、大規模改修工事を行い、老朽化した施設の一斉改築時期に備えて、計画的・効果的な施設整備を実施する必要がある。また、施設管理者は、消防計画等に避難に関する計画を作成する等、避難対策の万全を図る必要がある。

5) 社会福祉施設等の耐震化【高齢・福祉】

避難行動要支援者等が利用する社会福祉施設の耐震化を促進するため、適切な維持管理、経年劣化に伴う施設、設備の修繕を行い、老朽化した社会福祉施設については、緊急度の高いものから耐震化の検討を行う必要がある。

6) 応急危険度判定体制の整備【防災・住宅・土木・農林】

被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物等による二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士及び被災建築物の応急危険度判定士の有資格者の確保に努める必要がある。

7) 危険性が高い大規模盛土造成地の対策【防災・土木】

大規模盛土造成地の変動予測調査（2次スクリーニング）実施の是非及び規模について、庁内で検討を行う必要がある。

8) 住環境等の整備【土木・産業】

無秩序な住環境の改善を促すため、適正な土地利用を推進し、都市計画区域における宅地等の配置・建築制限等のあり方を見直し、都市計画マスタープランの策定を検討する必要がある。

9) 指定緊急避難場所となる防災公園の整備、老朽化対策【土木】

公園施設の改修・再整備を計画的に推進し、オープンスペースとしての機能について配慮しながら、公園・緑地の積極的な確保とその適切な配置に努める必要がある。

1-2 広域の河川氾濫等に起因する浸水による多数の死傷者の発生

1) 水害の発生が予想される地域等において集中的に実施する災害対策【防災・土木】

水害による被害を防止するため、平時から、水害の発生が予想される危険区域を巡視して異常箇所等を把握するとともに、必要に応じて、関係部署又は関係機関等に適切な対応を行うよう促す必要がある。

2) 気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【土木】

大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、大きな被害が想定される河川について、河川の氾濫防止や護岸の復旧及び浚渫により、市民の安全な環境確保を図る必要がある。また、水閘門等の操作を円滑に行うための講習会を実施し、操作人の意識向上に努める必要がある。

遠賀川、山田川、千手川の重要水防箇所指定されている箇所は、定期的に巡視を行うとともに、国・県に対し積極的に改修要望を行う必要がある。

3) 河川施設等の耐震化【土木】

市は、国・県等の施設管理者に、河川施設の被害の想定や耐震点検の実施を要請するとともに、堤防、水門及び排水機場等の河川関連施設について、重要度・緊急度の高いものから耐震化工事を要請し、その推進に協力する必要がある。

4) 新技術等を活用した災害対策の構築【防災・土木・農林】

【危機管理型水位計、簡易型河川監視カメラの設置】

県管理河川の監視体制や、市民への情報提供を強化し、早急な水防活動や市民の適切な避難判断を支援することを目的に、従来の水位計に加え、低コストで設置可能な危機管理型水位計や簡易型河川監視カメラの設置を県へ要望する必要がある。

【ドローン等の新技術活用】

災害発生直後に迅速かつ安全に被害状況を把握し、市民へ速やかな情報提供を行うため、災害復旧事業等の調査、測量、工事等に活用するため、ドローンや三次元測量等の導入が必要である。

【防災・減災 DX の導入検討】

AI（人工知能）、次世代通信 5G、VR（仮想現実）、メッシュ Wi-Fi（キャリアが提供しているのとは別の警察・消防、自衛隊や被災者、ボランティアを結ぶネットワーク）等を活用し、災害関連情報の予測・収集・集積・伝達の高度化を図る検討をおこなう必要がある。

5) 洪水及び内水に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【防災】

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、洪水浸水想定区域内の市民等に対し、避難方法等の必要な事項を市広報誌、洪水ハザードマップ及び洪水関連標識等により周知し、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示する必要がある。また、防災週間や防災関連行事等を通じ、避難や備蓄等の普及啓発を図る必要がある。

市は、洪水浸水想定区域にある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の作成や、計画に定めた訓練の実施について必要な指導・助言を行う必要がある。

災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の円滑かつ迅速に遂行されるよう、市民の協力を得て、区域の行政区長を責任者とする自主防災組織に研修等を実施して育成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援を行う必要がある。その際は男女共同参画の視点をもってあたる。

6) 洪水及び浸水に対する警戒体制の整備、水害対応タイムラインの策定【防災】

市は、河川水位や気象情報を確認し、災害対策本部会議設置規程に規定する配備基準に基づき配備体制を整備し、状況に応じて避難情報の発令、避難所開設等必要な対応を行っている。

引き続き、災害の発生時に防災行動を迅速かつ効果的・効率的に行うため、県と連携し、水害対応タイムラインを策定する必要がある。

7) 「水防災意識社会 再構築ビジョン」の推進【防災】

施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち、「水防災意識社会の再構築」に向けて、「遠賀川圏域大規模氾濫減災協議会」に参加し、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を国県、流域自治体と連携しながら一体的・計画的に推進する必要がある。

8) 適時適切な避難情報の発令【防災】

適時適切な避難情報を発令するため、発令についての判断を過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等を踏まえ、災害の種類や対象地区ごとに行う必要がある。また、避難情報の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、共有する必要がある。

9) ため池の防災・減災対策【農林】

近年の豪雨等により多くのため池が被災したことを踏まえ、県が行う新たな選定基準による防災重点ため池の再選定に協力する必要がある。

また、ため池施設等の実態把握や堤体、余水吐、樋管等諸施設の整備及び改修を実施してその推進を図り、防災重点ため池については安全性に係る確認のための調査の実施が必要である。

防災工事を必要とするため池については、下流への影響度を考慮した上で整備を行い、今後、廃止等により防災重点ため池数の変更が生じた場合は、適宜見直しを行う必要がある。

1-3 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

1) 発生が予想される地域における土砂災害防止対策の推進【防災・土木・農林・管財】

市民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力の維持・増進、土砂災害の防止・軽減を図るため、砂防施設等（砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設）の整備を県へ要請し、市、県及び関係機関は、土砂災害危険箇所を把握し、災害防止策をハード・ソフト両面から実施する必要がある。

2) 治山施設の整備【農林】

山地に起因する災害から市民の生命、財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、山地災害危険地区等の災害箇所や災害危険箇所を調査・把握するとともに、地元行政区からの治山施設設置要望を取りまとめ、県事業を活用して治山施設の設置を図る必要がある。

また県は、山地災害の実態や緊急性、必要性を踏まえ、順次治山事業を実施しているため、市はそれに協力する必要がある。

3) 土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【防災】

土砂災害（特別）警戒区域等、土砂災害の危険がある区域、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難所及び避難場所、土砂災害の特徴及び前兆現象、災害時の心得等警戒避難の情報を記載したハザードマップを作成し配布するとともに HP で周知を図る必要がある。

また、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の円滑かつ迅速に遂行されるよう、市民の協力を得て、区域の行政区長等を責任者とする自主防災組織に研修等を実施して育成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援を行う必要がある。その際は男女共同参画の視点をもってあたる。

さらに市は、災害の危険性のある要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の作成や、計画に定めた訓練の実施について必要な指導・助言を行う必要がある。

4) 山地災害防止の啓発及び危険地区の点検【防災・農林】

県は、山地災害が多くなる梅雨期の前に「山地災害防止キャンペーン」期間として、関係機関での山地防災ポスターの掲示、パンフレットの配布及び市と関係機関による危険地区パトロールや施設の点検等を実施し、市民の防災意識の普及に努めているため、市はそれに協力する必要がある。

5) 適時適切な避難情報の発令（再掲）【防災】

適時適切な避難情報を発令するため、発令についての判断を過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等を踏まえ、災害の種類や対象地区ごとに行う必要がある。また、避難情報の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、共有する必要がある。

1-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、深刻な交通渋滞等に起因する 避難の遅れによる多数の死傷者の発生

1) 防災情報通信基盤の整備【防災】

災害時における災害応急対策並びに市民に対する情報伝達を確実かつ迅速に実施するため、市は防災無線に加え、インターネットや緊急速報メール等の多様な伝達手段の整備を図りながら、防災・防犯、安心・安全に関する情報の収集及び伝達を効率的に活用が図れるよう防災メール等の普及啓発に努める必要がある。

災害時に円滑な情報共有を行うため、市と防災関係機関との連絡体制の確立に努め、災害対策本部が得た情報を時系列に整理してすべての職員がリアルタイムに閲覧できるシステムの仕組みづくりや非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、孤立集落に、衛星携帯電話等の導入について検討を行う必要がある。

2) 福岡県総合防災情報システム等の活用【防災】

福岡県総合防災情報システム等、国県の情報システムを活用し、避難情報等の確かな災害対応のための情報収集を行う必要がある。

3) 適時適切な避難情報の発令（再掲）【防災】

適時適切な避難情報を発令するため、発令についての判断を過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等を踏まえ、災害の種類や対象地区ごとに行う必要がある。また、避難情報の発令を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、共有する必要がある。

4) 避難者の支援体制【防災・避難】

市は、関係機関と連携して、災害時に市民等の生命及び身体を守るため、災害時における指定避難所の開設・運営を円滑に行うための体制を検討するとともに、その訓練を実施する必要がある。

また、避難所開設・運営マニュアルの作成・啓発を行い、各指定避難所の実情に応じたマニュアルの作成に努め、指定避難所となりえる民間施設等の管理者に対しても協力を求めていく必要がある。

さらに、車中泊・テント泊等の指定避難所以外の避難実態を把握し、指定避難所以外の避難者についても支援する必要がある。

5) 避難行動要支援者の避難支援【防災・要配】

市は、要支援者の分布を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、行政と地域社会（行政区、自主防災組織、民生委員等）が連携して、要支援者の避難を支援する体制づくりを推進し、避難行動要支援者の個別避難計画を作成して要支援者の円滑な避難を支援する必要がある。

また、地域防災計画に定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に、避難確保計画の作成や、計画に定めた訓練の実施について必要な指導・助言を行うとともに、社会福祉施設等の管理者は、施設職員や入所者に対して防災教育や防災訓練を実施する必要がある。

6) 福祉避難所整備の促進【防災・要配】

一般の避難所での生活が困難な人を受け入れる福祉避難所を開設し、社会福祉施設等と協議して災害時に福祉避難所として施設を利用できるよう協定締結を推進する必要がある。

また、要配慮者のため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所運営マニュアルの作成、備品消耗品の備蓄等を行い、要配慮者等の受け入れ体制の整備に努める必要がある。

7) 外国人に対する支援【防災】

災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、広報媒体での外国語による防災啓発記事の掲載や、外国語の防災パンフレット等による防災知識の普及に努めるとともに、災害時の指定緊急避難所等の情報提供体制の整備を図り、避難所や避難路等の標識や案内板及び洪水関連標識等の多言語化やマークの共通化に努める必要がある。

また、県と連携し、災害時に外国人に対して適切な情報提供を行うため、翻訳・通訳ボランティアの確保に努める必要がある。

8) 防災教育の推進【防災・学教・育成・生涯】

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、園児・児童・生徒等に対し、関係機関と連携して防災教育を推進し、学校等における防災体制の充実を図る必要がある。

また、公民館において、大人向け・子ども向け防災講座等を実施し、市民一人ひとりの防災に関する知識が深まるよう努める必要がある。

9) 避難行動等の教訓の広報啓発【防災】

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、消防本部、防災関係機関と協力し、市内の災害に関する各種資料を収集・整理・保存するとともに、情報を公開し、市民、自主防災組織は、自ら災害教訓の伝承に努める必要がある。

また、市民に対し、自らの判断で避難行動をとることや早期避難の重要性を周知し、災害に関する知識並びに災害発生時における行動指針等について、正しい知識の普及啓発を図る必要がある。

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1 被災地における水・食料・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

1) 公助による備蓄・調達の推進【防災】

地域の地理的条件等も踏まえて、あらかじめ備蓄・供給・輸送体制を整備し、物資の供給のための備蓄計画を定め、適切な備蓄や備蓄体制の整備（関係事業者との供給協力協定を含む。）に努め、物資を平時から備蓄及び事業者との供給協定の締結等の方法により円滑に確保できる体制を整備する必要がある。

また、県と連携し、医薬品等を備蓄するとともに、医療品等の供給体制を確保する必要がある。

2) 自助・共助による備蓄の促進【防災】

市民に対し、3 日分以上の食料の備蓄を行うよう啓発を図り、事業所においても最低 3 日間の飲料水や食料等を備蓄することを要請する必要がある。

3) 道路施設が持つ副次的機能の活用【防災・産業】

防災拠点の一つとして「道の駅」を活用するものとし、その機能の維持・強化に努める必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

1) 現場映像配信体制の構築【防災】

モバイル型映像伝送装置等による映像伝送技術の向上を図るため、平常時から県、県警察及び他機関が主催する防災訓練等に積極的に参加し、協力体制の構築を図る必要がある。

2) 分散型エネルギーの導入促進【農林・環境】

再生可能エネルギーやコージェネレーションシステム等の地域における自立・分散型エネルギーは、災害等による停電時にも利用可能であることから、非常用電源に加え、地域におけるエネルギー供給システムの強靱化にも資する重要な整備であるため、県や事業者と連携し導入を促進する必要がある。

また併せて、非常時のエネルギー供給を確保するため、防災拠点、避難施設等への自立・分散型エネルギーの普及のための取り組みが必要である。

3) 孤立集落の災害対応体制の整備【防災】

大規模な災害による道路や通信の途絶等により孤立する集落について、孤立時の安否情報や被害情報等の通信手段の整備に努め、災害等における非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、孤立集落に、衛星携帯電話等を導入する必要がある。

また、孤立集落の公民館等に食料、水、非常用電源等必要物資の備蓄を推進する必要がある。

2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動の停滞

1) 災害対応装備資機材等の整備・充実【防災】

東日本大震災や平成 24 年 7 月の豪雨以降、ゴムボートや救命胴衣等の豪雨災害に係る資機材、非常食や毛布等の物資の整備が必要とされており、災害対応装備資機材等の整備・充実を図る必要がある。備蓄（保有）する災害用装備資機材等を随時点検・整備するとともに、必要に応じてそれらの充実を図る必要がある。

また、防災関係機関は、災害時に必要な資機材等の調達の円滑を図るため、防災資機材・食料等の供給に関する協定の締結を推進する必要がある。

2) 交通情報の収集・提供【防災・土木】

災害時における交通情報の的確な収集・提供のため、警察署、道路管理者から道路交通規制の実施状況、交通の状況等の情報を収集し、緊急輸送道路路線等の状況把握を図り、関係各課に伝達する必要がある。

また、警察署等関係機関と連携し、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を把握し、相互に交換するとともに、交通規制を必要とする場合には、事前に通行の禁止または規制の対象、区間及び理由等を相互に通知し、緊急を要する場合は事後すみやかにその内容および理由を通達する必要がある。

3) 消防施設等の充実強化【防災】

消防水利の充足率の低い地域へは、消火栓や耐震性貯水槽等の消防防災施設の整備を図る必要がある。

4) 消防団の充実強化【防災】

地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、市民の安全を確保するため、組織の整備及び活動資機材の充実を図るとともに、消防団員の処遇改善や教育訓練の充実、団員の確保に努める必要がある。

また、平時から、消防団は、自主防災組織等と連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備を推進する必要がある。

5) 自主防災組織の充実強化【防災・産業】

自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、出前講座の実施や設立・活動補助金の交付により、市民の防災意識の向上を図りながら、共助の核となる自主防災組織の設立を促進し、自主的な防災・減災活動等を支援する必要がある。消防団が自主防災組織の訓練に参加して資機材の取り扱いの指導を行う等、消防団と自主防災組織の連携や人的交流を積極的に図るよう努める必要がある。

また、災害情報の収集及び伝達、避難、救助等の円滑かつ迅速に遂行されるよう、市民の協力を得て、区域の行政区長等を責任者とする自主防災組織に研修等を実施して育成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援を行う必要がある。その際は男女共同参画の視点をもってあたる。

市内の事業者が、事業継続計画（BCP）を策定・運用し、従業員・利用者等の安全を確保できる、自主防災体制を整備・充実させるよう、指導・助言を行う必要がある。

2-4 大量かつ長期の帰宅困難者の発生、混乱

1) 帰宅困難者に対する支援【防災】

災害時に発生する帰宅困難者に対する支援として、適切な情報提供、一時的な滞在場所の提供、企業や学校等における対策の啓発等について検討し、事業所や企業との協定締結により、徒歩帰宅者支援ステーションの設置を推進して情報提供や水道水の供給およびトイレの利用等の支援を行う必要がある。

2-5 被災地における医療機能の麻痺

1) 現場（急性期医療）の DMAT による医療支援【防災・健康】

災害現場に出動し、迅速な救命措置を行うことにより、被災者の救命率の向上及び後遺症の軽減を図るため、福岡県と災害拠点病院との間で「福岡県災害医療チームの派遣に関する協定」を締結しており、災害時には福岡県災害派遣医療チーム（福岡県 DMAT）の派遣を要請することができる。市災害対策本部は、負傷者の状況等必要に応じて福岡県災害派遣医療チーム（福岡県 DMAT）の派遣を要請する必要がある。

2) 避難所・現場救護所の JMAT による医療支援【防災・健康】

避難所または災害現場等に設置する救護所における医療活動を円滑に行うため、飯塚市、桂川町とともに、飯塚医師会と「災害時の医療救護活動に関する協定」を締結しており、医師・薬剤師・看護師・補助員・運転手で構成される日本医師会災害医療チーム（JMAT）の派遣を要請できる体制を維持していく必要がある。

3) 被災地における DPAT による精神科医療及び精神保健活動の支援【防災・健康】

災害現場に出動し、被災した精神科医療機関における患者搬送・診療補助等の急性期精神科医療への対応及び災害による被災者等の心のケアのため、福岡県と県内精神科病院との間で「ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおか DPAT）」を締結しており、災害時には「ふくおか災害派遣精神医療チーム（ふくおか DPAT）」の派遣を要請する等、速やかに的確な対策を講ずるとともに、災害対策要員である市職員の健康管理についてもメンタルケアを含めた実施を推進する必要がある。

4) 保健福祉対策部の設置【防災・健康】

本市における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たっては、市災害対策本部内に保健福祉対策部保健医療班を設置し、保健医療活動に関する情報連携等、保健医療活動の総合調整を行う必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症の大規模発生

1) 疫病のまん延防止【健康・子育て・環境】

予防接種法に規定される疾病のまん延防止上緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や関係機関との情報共有を図るとともに、県や医師会、地域の医療機関等との密な連携を図る必要がある。

また、医師会等と連携し、保健福祉環境事務所の指導又は指示により、生活環境の悪化に起因する疫病の発生及びまん延を防止するため、迅速かつ的確な防疫活動に取り組む必要がある。

2) 感染症の予防・まん延防止【健康・子育て】

感染症の発生の予防及びまん延防止のため、各関係機関との連携を図りながら適切な対策を講じるとともに、多様化・複雑化する予防接種について、正しい知識の普及・啓発に努める必要がある。

また、感染症の対象は個人だけでなく公共施設を含む全域とし、保健福祉環境事務所との緊密な連携により、実情に即した指導、協力を行えるよう体制の構築に努める必要がある。

2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

1) 健康管理体制の構築【健康・子育て・高齢】

市は、保健福祉環境事務所と連携し、保健師等による巡回相談等の場で必要な指導を行い、被災者の健康管理支援（感染症予防、エコノミークラス症候群の予防、ストレス性疾患の予防、栄養管理等）に迅速に取り組むこととしており、引き続きこのような取り組みが必要である。

2) DHEAT による保健医療行政の指揮調整機能等の応援【健康・子育て・高齢】

災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の構成員の人材育成、資質の維持・向上の取り組みとして、県が実施している災害発生時の健康危機管理に係る指揮調整等に関する専門的な研修・訓練に協力する必要がある。

3) 福祉避難所整備の促進（再掲）【防災・要配】

一般の避難所での生活が困難な人を受け入れる福祉避難所を開設し、社会福祉施設等と協議して災害時に福祉避難所として施設を利用できるよう協定締結を推進する必要がある。

また、要配慮者のため、福祉避難所を指定するとともに、福祉避難所運営マニュアルの作成、備品消耗品の備蓄等を行い、要配慮者等の受け入れ体制の整備に努める必要がある。

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

1) 防災拠点となる公共施設の整備【防災・企画】

市は、地震防災緊急事業 5 ヶ年計画に基づき、防災拠点施設の整備・充実を図り、該当施設については防災教育機能を具備させることも検討する必要がある。旧耐震基準で建設された公共施設においては、計画的に耐震化を促進する必要がある。

また、平成 27 年 3 月に策定した「嘉麻市公共施設等適正化基本方針」で掲げる今後の方向性の実現を目指す必要がある。

2) 業務継続体制の確保【防災】

県の支援のもと、実効性のある事業継続計画（BCP）を策定し、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務を継続できる体制を整備する必要がある。

3) 各種防災訓練の実施及び実施支援【防災】

関係機関や団体、要配慮者を含む市民と連携した各種災害に関する訓練（水防訓練・消防訓練・職員の訓練・図上訓練・自主防災組織の訓練・施設管理者・事業者等の訓練等）を実施または支援する必要がある。

4) 受援体制の確保【防災】

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を策定し、定期的に受援訓練を実施し、検証結果を踏まえ必要に応じ、受援計画の見直しを行う必要がある。

5) 市職員の防災対応力の向上【防災】

市の職員を育成するため、職員災害応急マニュアル等を作成・更新し、職員の周知を図り、定期的な訓練の実施、防災知識、役割の分担等に関する防災教育を行い、防災対策要員としての知識の習熟を図る必要がある。その際は男女共同参画の視点等を取り入れる。

また、人材育成を体系的に図る仕組みを構築し、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築するよう努める必要がある。

6) 罹災証明書の迅速な発行【税務・山田・嘉穂・碓井】

災害発生後、住家被害認定調査の実施体制を早期に確立して調査を実施し、罹災証明書を迅速に発行する体制の整備が必要である。

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止等による災害・ 防災情報の伝達不能

1) 防災情報通信基盤の整備 (再掲)【防災】

災害時における災害応急対策並びに市民に対する情報伝達を確実かつ迅速に実施するため、市は防災無線に加え、インターネットや緊急速報メール等の多様な伝達手段の整備を図りながら、防災・防犯、安心・安全に関する情報の収集及び伝達を効率的に活用が図れるよう防災メール等の普及啓発に努める必要がある。

災害時に円滑な情報共有を行うため、市と防災関係機関との連絡体制の確立に努め、災害対策本部が得た情報を時系列に整理してすべての職員がリアルタイムに閲覧できるシステムの仕組みづくりや非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、孤立集落に、衛星携帯電話等の導入について検討を行う必要がある。

2) 災害・防災情報の利用者による対策促進【防災】

災害時に情報を確実に入手できるよう、市民に対し、広報、防災マップ、出前講座等を通して情報の入手方法を事前に確認しておくことや、非常時に備え乾電池や携帯電話の充電器、防災ラジオ等を備蓄しておくこと等について啓発を行う必要がある。

5. ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 エネルギーの長期にわたる供給停止

1) 各主体と連携したエネルギー需給の確保【防災・環境】

エネルギーを安定的に確保するため、電気事業者やガス事業者に対し、災害対応力の強化を図るよう要請するとともに、令和3年度時点において、太陽光発電以外の設備導入が進んでいないため、再生可能エネルギーの導入を進め、エネルギー自給力の強化を図る必要がある。

5-2 上水道等の長期にわたる供給停止

1) 水道施設の耐震化推進及び水道の広域連携推進【水道】

生活を維持するうえでの基幹的都市施設である水道施設・設備については、水道施設巡回点検等を行い、老朽施設・故障箇所を改善を実施して整備増強や耐震化の強化により、被災時の被害軽減化に努めるとともに、市民生活の迅速な応急復旧が図れるよう、非常用電力の確保について、自動化設備等のバックアップ等の対策を行う必要がある。

また、耐震化の推進のためには、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化等を進める必要がある。

2) 水資源の確保【水道】

今後も安全な水を安定供給するため、「水需要計画」の見直しを行い、老朽化した施設や水道管等の整備・改修を推進し、水道事業の健全な運営に努める必要がある。

5-3 污水处理施設等の長期にわたる機能停止

1) 地域污水处理施設（コミュニティプラント）の耐震化【環境】

生活排水の迅速な処理を維持するため、地域污水处理施設（コミュニティプラント）の耐震化を進める必要がある。

2) 合併処理浄化槽の整備【環境】

生活排水の適正な処理を推進するため、合併処理浄化槽の設置にかかる費用を一部補助する事業を実施しており、合併処理浄化槽の計画的な普及推進や維持管理の啓発を行っている。今後も水環境の現状把握に努めるとともに、污水处理施設の利用人口増加に向けた取り組みを行う必要がある。

5-4 交通インフラの長期にわたる機能停止

1) 道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強【土木】

災害時における道路の安全性を向上させるため、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強は危険性の高い箇所での対策や、緊急輸送道路及び土砂災害等の危険性が高く社会的影響が大きい箇所（広域迂回等）での対策を重点的に進める必要がある。

2) 道路橋梁の耐震補強【土木】

大規模災害時に道路ネットワークが長期にわたり寸断されないよう、所管橋梁について、緊急度の高い橋梁から順次耐震点検調査を実施して対策工事の必要箇所を指定し、必要に応じて補修・耐震補強及び架換を実施する必要がある。その際は「嘉麻市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の長寿命化と維持管理のコスト縮減を図る。

3) 緊急輸送道路の整備【防災・土木】

大規模災害時に道路ネットワークを確保するため、骨格道路の整備や早期改良を要望し、災害に強い国道の整備を促す必要がある。

また、県が指定する緊急輸送道路を踏まえ、地域防災拠点等に集められた物資を、市内の地区防災拠点に送るための緊急輸送道路（予定路線・区間）を設定し、緊急輸送道路ネットワークの形成に努める必要がある。

4) 道路啓開体制の強化【防災・土木】

事故車両・倒壊物・落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、あらかじめ建設業者・団体との間で協定等を締結し、必要な体制の整備を推進する必要がある。その際には、道路啓開等を迅速に行うため、あらかじめ道路啓開等の計画の立案や、道路啓開用資機材の整備に努める必要がある。

5) 道路の雪寒対策の推進【防災・土木・農林】

大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時等においては、テレビ、ラジオ、市ホームページ、市公式 LINE、twitter 等を活用した情報配信により、円滑な交通確保に努め、道路ネットワーク全体として通行止め時間の最小化を図るため、ソフト・ハード両面での取り組みが必要である。

6) 生活道路の整備【土木】

既存道路については、交通量等を把握し、幅員の狭い道路の解消、歩道の整備、排水施設の整備、ガードレールやカーブミラーの設置等を推進するとともに、適切な維持、管理に努める必要がある。特に、主要な市道については、緊急時に対応するための拡幅・改良・整備を進め、安全な歩道整備や自転車に配慮した道路整備や、道路の無電柱化を推進する必要がある。

5-5 防災インフラの長期にわたる機能不全

1) 道路施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【土木】

主要な市道及び生活道路については、定期的な点検や維持補修等を行うとともに、市道長寿命化計画を策定し、長期的視点に立ち、計画的で効果的な維持管理に努める必要がある。

また、国が設置する「福岡県道路メンテナンス会議」や、橋梁の点検・診断及び修繕に関する技術講習会に参加し、技術的な助言・指導等を県へ要請する必要がある。

2) 河川施設の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【土木】

河川施設の長期にわたる機能停止を回避するため、河川施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行い、平常時から河川を巡視して河川施設の把握に努め、河川維持、修繕、改修事業の促進が必要である。

また、河川関連施設について、必要なものにおいては、重要度・緊急度の高いものから耐震化を促進する必要がある。

3) 砂防施設等の老朽化対策（戦略的な維持管理・更新）【土木】

砂防施設等の長期にわたる機能停止を回避するため、県が砂防施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を推進しているため、その取り組みに協力する必要がある。

4) 治山施設の老朽化対策【農林】

県が治山施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、施設の点検を実施し、適切な維持管理を推進しているため、その取り組みに協力する必要がある。

6. 経済活動を機能不全に陥らせない

6-1 サプライチェーンの寸断、金融サービスの機能停止、風評被害等による

経済活動の機能不全

1) 商工業者への事業継続支援【防災・産業】

被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、個々の状況に応じた支援を行う必要がある。このため、市内業者が災害時に果たす役割を十分に認識し、「事業継続計画（BCP）」を策定するよう、周知、指導、助言等を行い、筑豊地域中小企業支援協議会を中心に、中小企業支援に県と連携して取り組む必要がある。

また、市、商工会、商工会議所が共同で作成した「事業継続力強化支援計画」を適切に実行できるよう、体制の強化を図るとともに、必要に応じて見直しを行う必要がある。

2) 代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【土木】

幹線道路は、災害時の救助活動、救援活動、物資輸送等緊急輸送道路や火災の延焼防止機能としても有効である。広域幹線道路として重要な役割を持っている国県道について、歩道及び広い幅員の確保、道路排水施設の整備等、道路の整備を促進するよう国や県へ要請する必要がある。

【主要な幹線道路】

一般国道 ⇒ 211 号、322 号

主要地方道 ⇒ 桂川下秋月線、田川桑野線、穂波嘉穂線

一般県道 ⇒ 飯塚山田線、千手稲築線、口ノ原稲築線、才田筑前内野停車場線、
宮小路中益線、熊ヶ畑上山田線、原田上山田線、下山田碓井線、豆田稲築線、
千手馬見線

国道 322 号嘉麻バイパスの整備促進を要望するとともに、国道 211 号の早期改良及び骨格道路として災害に強い国道整備（防災対策の強化）を要望する必要がある。

さらに、各地域を結ぶ骨格道路として機能している県道については、県道千手馬見線の延伸等、計画的な改良・整備の実現を要望するとともに、災害時・緊急時にも機能する道路として防災対策の強化を県へ要望する。

6-2 食料等の安定供給の停滞

1) 農地の防災・減災対策【農林】

既存の農地の被害のリスクを軽減し、生産力を維持安定させるため、農地の保全、優良農地の確保を推進するとともに、老朽化が進行している農業用排水施設や農道等の農業生産基盤の整備が必要である。

2) 農業用施設の老朽化対策【農林】

農業基盤整備が昭和 50 年以前に完了した地域において、農業用施設等の老朽化等により、施設機能の低下や喪失及び農業用水の不足や湛水・冠水が生じている。そのため、農業用地等の保全及び防災の具体的な手法として、老朽化が著しく危険な状況である農業用施設の整備を行い、農業用水の安定確保と水害防止に努める必要がある。

3) 農道・林道の整備、保全【農林】

災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、トンネルや橋梁の点検・診断に取り組む必要がある。

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂等の流出による多数の死傷者の発生

1) ため池の防災・減災対策（再掲）【農林】

近年の豪雨等により多くのため池が被災したことを踏まえ、県が行う新たな選定基準による防災重点ため池の再選定に協力する必要がある。

また、ため池施設等の実態把握や堤体、余水吐、樋管等諸施設の整備及び改修を実施してその推進を図り、防災重点ため池については安全性に係る確認のための調査の実施が必要である。

防災工事を必要とするため池については、下流への影響度を考慮した上で整備を行い、今後、廃止等により防災重点ため池数の変更が生じた場合は、適宜見直しを行う必要がある。

7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

1) 大気汚染物質、水質汚濁状況等の常時監視等【環境】

市民の健康被害のリスクを低減するため、大気環境の状況把握に努め、自動車や工場等からの排出ガス対策、悪臭対策を推進し、発生源対策により、良好な大気環境の確保に努める必要がある。

また、河川の水質保全に向け、水環境の現状把握や污水处理施設の利用人口増加に向けた取り組み、事業者等に対する指導等に努める必要がある。

2) 毒物劇物の流出等の防止【環境】

災害に起因する毒物劇物の流出等を防ぐため、市は工場・事業所等の関係者に対し、有害物質の漏出等が生じた場合、市、県、関係機関にこれを報告するとともに、有害物質の漏出等に対し適切に対応するよう指導、助言を行う必要がある。

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

1) 地域における農地・農業用施設等の保全【農林】

食料の安定供給のみならず、国土保全や自然環境の保全等農業の有する多面的な機能を支える農地、農地周辺の水路、農道等の地域資源は、過疎化、高齢化、混在化等の進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきたことから、農事区と協力し、農地、農業用施設等の保全を図る必要がある。

また、農業者や市民等で構成される活動組織が実施する水路、農道等の保全活動に対し、多面的機能支払交付金による支援を行う必要がある。

2) 荒廃農地対策【農林】

中山間地域等の農業・農村が有する水源涵養機能、洪水防止機能等の多面的機能の維持・促進を図るため、県と連携し、集落が実施する農業生産活動の維持に対し、中山間地域等直接支払交付金による支援を行いながら、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を策定し、効率的かつ安定的な農業を営む担い手の育成・確保を推進する必要がある。

また、野生鳥獣による農作物被害を受けて、生産者の生産意欲喪失や農地等の強度の低下を防止するため、侵入防止策の整備や、適切な個体数管理を実施する必要がある。

3) 森林の整備・保全【農林】

森林の荒廃を未然に防止し、森林の有する水源の涵養や土砂災害防止等の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林の各機能に応じた整備、保全・管理を行うことはもとより、生態系に配慮した森林づくり（育成）を推進し、林業を継続できるような支援の実施や担い手の育成等に取り組む必要がある。

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる 条件を整備する

8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

1) 災害廃棄物処理体制の整備 【環境】

災害廃棄物処理の要領・内容に習熟し、災害廃棄物の収集処理を委託する事業者、応援を求める事業者、団体、処理施設を有する他市町村等と協定を締結する等、災害廃棄物を適正に処理するために必要な体制の整備を図る必要がある。

また、災害時における災害廃棄物の仮置場の候補地をあらかじめ選定しておく必要がある。

8-2 復旧を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により 復興できなくなる事態

1) 市職員の防災対応力の向上（再掲） 【防災】

市の職員を育成するため、職員災害応急マニュアル等を作成・更新し、職員の周知を図り、定期的な訓練の実施、防災知識、役割の分担等に関する防災教育を行い、防災対策要員としての知識の習熟を図る必要がある。その際は男女共同参画の視点等を取り入れる。

また、人材育成を体系的に図る仕組みを構築し、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築するよう努める必要がある。

2) 迅速な応急・災害復旧 【防災・土木・農林】

市は、関係機関と連携を図り、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し、災害施設の復旧事業を行う必要がある。

また、激甚災害に指定された際は、激甚法に基づく財政援助及び助成措置を早期に検討し、複合災害が発生する可能性が高い場合、外部からの支援を早期に要請する等、相互応援等の協力体制を確立する必要がある。

3) 公共土木施設等の復旧・復興に係る事業者との協力関係の構築 【防災】

災害時に復旧業務を円滑に行える体制を確保するため、建設関係業者や建設関係業界団体と復旧工事・支援業務に関する協定の締結を推進する必要がある。

4) 建設人材の確保・育成 【土木・住宅】

災害時の建設人材不足の状況を踏まえ、復旧・復興を行う人材の確保・育成のため、建設業未経験者の新規流入を促し、人材を育成・確保する制度の普及・周知を図る必要がある。

また、予定価格の適正な設定、発注・施工時期の平準化、適正な労務単価の設定、週休2日制の導入検討、社会保険への加入促進等による就労環境の整備を行う必要がある。

5) 災害ボランティア活動の強化【防災・市民】

災害ボランティア活動の円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、県、日本赤十字社（福岡県支部）、市社会福祉協議会、その他のボランティア団体と連携を図り、活動拠点・資機材・災害に係るボランティアやコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティア団体や企業及び行政のネットワーク化、その他の環境整備に努める必要がある。

また、災害ボランティアの受入れに関する実施計画、災害ボランティアの受け入れ態勢の整備等を定め、マニュアルを作成する等、災害ボランティアの円滑な受け入れに取り組む必要がある。

6) 受援体制の確保（再掲）【防災】

災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、受援計画を策定し、定期的に受援訓練を実施し、検証結果を踏まえ必要に応じ、受援計画の見直しを行う必要がある。

7) 地域における農地防災・災害アドバイザーの育成・確保【農林】

農地、農業用施設の防災や被災施設の早期復旧を推進するため、各農事区や民間事業者による、平常時の農業用施設の点検や維持管理の指導、助言を行うほか、災害時の被害状況の調査、応急措置及び災害復旧業務への技術支援を担う農地防災・災害アドバイザー等を育成する必要がある。

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失

1) 地域コミュニティの活性化【総務・地域・防災】

希薄化している地域コミュニティ強化のために、交付金等の財政支援を行い、市と行政区長連合会が連携し、行政区の円滑な運営と地域の自治振興を図り、地域ごとに市民が一致団結して防災活動が行われるよう、自主防災組織の設立を推進し、自主防災意識の向上と自主防災体制の整備の促進に努める必要がある。

また、地域コミュニティ育成、活性化のため人口減少、高齢化が進む本市において、「小さな拠点」づくりの形成が地域の喫緊課題であると位置づけ、福岡県の補助制度を活用しながら、安心して暮らしていく上で必要な、買い物、福祉、交通手段等のサービスを受け続けられる環境を維持していくために、市民が市や事業者、各種団体と協力・役割分担をしながら、各種生活支援機能の集約・確保や、地域の資源を活用し、しごと・収入を確保する取り組みを実施するための支援を行う必要がある。

2) 被災者等支援制度の周知【防災】

大規模な災害が発生した場合には、人命及び財産に多大な被害をもたらす可能性があり、こうした場合には被災者の生活再建が急務となるため、災害発生都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめ、速やかに被災者に周知する必要がある。

3) 貴重な文化財の喪失への対策【生涯】

文化財保護法及び県・市の文化財保護条例に基づき、市内に存在する指定文化財や貴重な歴史・文化遺産の保存を図るため、古墳・遺跡を含む多様な文化財の被害防止対策、点検整備の実施が必要である。嘉麻市歴史民俗資料展示・保管施設では、安心安全な運営と活用ができるよう老朽化した施設の見直しを図るとともに、資料の整理と適切なデータ管理に努める必要がある。

また、市は、文化財所有者・管理者等に対して、文化財及び文化財保管施設等における、消火設備、警報設備等、防火設備の整備推進及び環境保全への助成措置を行うとともに、改善点を指導し防火管理体制の徹底を図る。また、市民の防災意識の高揚と愛護精神の普及徹底を図るため「文化財防火デー」等を活用した広報活動を推進する必要がある。

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず 復興が大幅に遅れる事態

1) 地籍情報の保存【管財】

近年の極端な気象現象に伴う土砂災害や洪水等が多発していることを踏まえ、あらかじめ地籍情報及び測量図面等データの整備・保存並びにバックアップ体制についての整備に努める必要がある。

2) 建設型応急仮設住宅の供給体制の整備【住宅・防災】

市は、被災者に対して応急仮設住宅を迅速に提供するため、応急仮設住宅の建設用地として、原則、公有地を優先し、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地の確保に取り組む必要がある。

3) 公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備【住宅・防災】

災害発生時における被災者に対する迅速な住宅支援を行うため、公営住宅の空き家状況を把握し、民間賃貸住居の借り上げの円滑化に向け、あらかじめその取扱い等の確立に努める必要がある。

別紙 2) 国が掲げる重点化すべき 15 のプログラム

国では、平成 25 年に国土強靱化基本法が策定されて以降、地方公共団体が国土強靱化を進める第一歩として、国土強靱化地域計画の策定を支援・促進している。

国土強靱化については、「経済財政運営と改革の基本方針 2021」（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定）において、切迫化する大規模地震災害、相次ぐ気象災害、火山災害、インフラ老朽化対策等の国家の危機に打ち勝ち、国民の命とくらしを守り、社会の重要な機能を維持するため、基本計画に基づき、必要・十分な予算を確保し、ハード・ソフト一体となった取り組みを強力に推進するとされている。さらに、その重要性に鑑み 15 の重点化すべきプログラムを位置付けている。国が位置付けた「15 の重点化プログラム」を以下に示す。

基本目標	事前に備えるべき目標	番号	プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最大限図られる II. 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される III. 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 IV. 迅速な復旧復興	1 直接死を最大限防ぐ	1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		2	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		4	大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	5	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		6	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	8	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	4 経済活動を機能不全に陥らせない	9	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		10	太平洋ベルト地帯の幹線が分断するなど、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
		11	食料等の安定供給の停滞
	5 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	12	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		13	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	14	地震に伴う市街地の大规模火災の発生による多数の死傷者の発生
		15	農地・森林等の被害による国土の荒廃

出典：国土強靱化関係予算概算要求の概要（内閣官房 国土強靱化推進室）をもとに作成

表 1 国が掲げる重点化すべき 15 のプログラム

別紙 3) 本市で今後取り組む個別事業

各個別事業については、国及び県等の取り組み状況や社会情勢を踏まえ、事業内容や事業対象等の見直しを適宜行う。

リスクシナリオ	個別事業名	事業箇所	事業期間	総事業費	担当課
1-1	木造戸建て住宅耐震改修等補助事業	市内全域	令和3年度～令和5年度	5 百万円	防災
1-1	ブロック塀等撤去費補助金交付事業	市内全域	令和3年度～令和5年度	1 百万円	土木
1-1	市営住宅改善実施事業	市内市営住宅	令和4年度～令和8年度	未定	住宅
1-1	嘉麻市空き家バンク制度	市内全域	令和4年度～令和8年度	0 百万円	産業
1-1	老朽危険家屋等対策事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	43 百万円	防災
1-1	嘉麻市小中一体型校施設整備事業	碓井、稲築中学校区 および稲築東中学校区	令和元年度～令和7年度	14,146 百万円	学施
1-1	上山田小学校大規模改造工事	上山田小学校	令和3年度～令和4年度	478 百万円	教総
1-1	社会福祉施設維持管理事業	各施設	令和3年度～令和8年度	未定	福祉、高齢
1-1	嘉麻市都市計画マスタープラン策定事業	市内全域	未定	未定	土木
1-1	都市公園整備・維持補修事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	90 百万円	土木
1-1	公園施設改修・維持補修事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	21 百万円	土木
1-2	樋門管理事業	遠賀川54箇所	令和4年度～令和8年度	58 百万円	土木
1-2,5-5	河川維持事業	未定	令和4年度～令和8年度	100 百万円	土木
1-2,1-3 5-4,5-5	緊急自然災害防止対策事業	未定	令和4年度～令和7年度	未定	土木、農林
1-2,5-5	公共土木施設災害復旧事業	未定	令和4年度～令和8年度	未定	土木
1-2,7-1	防災重点ため池ハザードマップ作成事業	瀬畑ため池外10箇所	令和4年度	9 百万円	農林
1-2,7-1	防災重点ため池劣化状況評価事業	瀬畑ため池外40箇所	令和4年度～令和8年度	12 百万円	農林
1-2,1-4,4-1	市公式SNS実施事業	全市民	令和4年度～令和8年度	5 百万円	総務・人事

リスクシナリオ	個別事業名	事業箇所	事業期間	総事業費	担当課
1-2,1-3,1-4	要配慮者施設避難確保計画策定支援事業	要配慮者施設	令和4年度～令和8年度	0 百万円	防災、要配
1-2,1-3	防災マップ更新事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	未定	防災
1-2	内水ハザードマップ作成事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	未定	防災
1-2,1-3 2-3,8-2	自主防災組織設立・活動補助事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	18 百万円	防災
1-2	水害対応タイムライン作成事業	遠賀川、山田川 千手川	令和4年度～令和8年度	未定	防災
1-3,5-4	急傾斜地崩壊防止対策事業	未定	令和4年度～令和8年度	未定	土木
1-3	普通財産法面等整備工事	未定	令和4年度～令和8年度	未定	管財
1-3	林地崩壊防止事業	未定	令和4年度～令和8年度	未定	農林
1-3	福岡県単独治山事業	未定	令和4年度～令和8年度	未定	農林
1-3	森林管理巡視事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	3 百万円	農林
1-4,4-1	防災行政無線管理事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	32 百万円	防災
1-4,4-1	避難所Wi-Fi環境整備事業	各避難所	令和4年度～令和8年度	2 百万円	防災
1-4,4-1	避難情報登録電話実施事業	全市民	令和4年度～令和8年度	2 百万円	防災
1-4	防災行政情報通信ネットワーク維持管理事業	本庁舎	令和4年度～令和8年度	1 百万円	防災
1-4	避難所開設・運営マニュアル作成事業	—	令和4年度～令和8年度	0 百万円	防災・避難
1-4	要配慮者支援対策事業	要配慮者	令和4年度～令和8年度	26 百万円 (5ヵ年)	防災、要配
1-4	福祉避難所マニュアル作成事業	—	令和4年度～令和8年度	0 百万円	防災、要配
1-4	大人向け防災講座事業	嘉穂地区、山田地区 稲築地区、碓井地区	令和4年度～令和8年度	0 百万円	生涯
1-4	子ども向け防災講座事業	嘉穂地区、山田地区 稲築地区、碓井地区	令和4年度～令和8年度	0 百万円	生涯
1-4,2-1,4-1	防災講演・出前講座実施事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	0 百万円	防災

リスクシナリオ	個別事業名	事業箇所	事業期間	総事業費	担当課
2-1	備蓄計画策定事業	—	令和4年度～令和8年度	0 百万円	防災
2-1	災害用備品消耗品備蓄事業	—	令和4年度～令和8年度	13 百万円	防災
2-1,8-2	災害協定締結推進事業	市内事業者	令和4年度～令和8年度	0 百万円	防災
2-2,5-1	嘉麻市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	市内住宅	令和4年度～令和8年度	10 百万円	環境
2-3	耐震性貯水槽整備事業	未定	令和4年度～令和8年度	82 百万円	防災
2-3	消防団活動支援事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	327 百万円	防災
2-3,8-2	自主防災組織リーダー・防災士等育成事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	0 百万円	防災
3-1	嘉穂総合体育館耐震改修事業	嘉穂総合体育館（上西郷）	令和3年度～令和4年度	205 百万円	スポ
3-1	サルビアパーク耐震改修事業	サルビアパーク（上山田）	令和5年度～令和6年度	172 百万円	スポ
3-1	スイミングプラザなつき耐震改修事業	スイミングプラザなつき（鴨生）	令和6年度～令和7年度	55 百万円	スポ
3-1	業務継続計画策定・見直し事業	—	令和4年度～令和8年度	0 百万円	防災
3-1,8-2	防災研修・訓練実施事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	未定	防災
3-1,8-2	受援計画策定・見直し事業	—	令和4年度～令和8年度	0 百万円	防災
5-2	配水設備改良事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	1,000 百万円	水道
5-2	浄水設備改良事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	424 百万円	水道
5-3,7-2	嘉麻市浄化槽設置整備補助事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	424 百万円	環境
5-4,5-5	道路維持補修事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	250 百万円	土木
5-4	道路橋りょう長寿命化事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	313 百万円	土木
6-1	国県道対策事業	国県道	令和4年度～令和8年度	2 百万円	土木
6-2,7-3	多面的機能支払交付事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	375 百万円	農林

リスクシナリオ	個別事業名	事業箇所	事業期間	総事業費	担当課
6-2,7-3	農業用施設維持管理事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	45 百万円	農林
6-2,7-3	農村環境整備事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	200 百万円	農林
6-2,7-3	農地農業用施設災害復旧事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	未定	農林
6-2,7-3	中山間地域等直接支払事業	中山間地域	令和4年度～令和6年度	255 百万円	農林
6-2	林道維持補修事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	11 百万円	農林
6-2	林道災害復旧事業	市内全域	令和4年度～令和8年度	未定	農林
6-2	林道整備事業	熊ヶ畑地区	令和2年度～令和7年度	595 百万円	農林
7-3	鳥獣被害防止総合対策事業	市内全域	未定	未定	農林
7-3	荒廃森林整備事業	市内全域	令和2年度～令和6年度	115 百万円	農林
7-3	市有林再生事業	市内全域	令和2年度～令和6年度	16 百万円	農林
8-3	地域整備事業	市内全域	令和2年度～令和8年度	未定	地域
8-3	郷土の歴史文化を守る事業	市内文化財	令和3年度～令和6年度	25 百万円	生涯
8-3	郷土の歴史文化拠点施設活用事業	歴史民俗資料展示・保管施設	令和3年度～令和6年度	30 百万円	生涯

嘉麻市国土強靱化地域計画

策 定：令和 4 年 3 月

発行者：嘉麻市防災対策課

住 所：福岡県嘉麻市岩崎 1180 番地 1

T E L：0948 - 42 - 7417

F A X：0948 - 42 - 7098